

議 事 日 程 第 4 号

平成26年6月13日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（23名）

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員		
4 番	佐	藤	弘	司	議員	5 番	山	田	富	佐	子	議員	
6 番	山	村		明	議員	7 番	鈴	木	章	郎	議員		
8 番	高	橋		壽	議員	9 番	白	根	澤	澄	子	議員	
1 0 番	佐	藤	忠	次	議員	1 1 番	遠	藤	正	人	議員		
1 2 番	堤		郁	雄	議員	1 3 番	工	藤	正	雄	議員		
1 4 番	齋	藤	千	恵	子	議員	1 5 番	島	軒	純	一	議員	
1 6 番	海	老	名		悟	議員	1 7 番	洪	間	佳	寿	美	議員
1 8 番	相	田	光	照	議員	1 9 番	中	村	圭	介	議員		
2 0 番	小	島	卓	二	議員	2 1 番	佐	藤		兵	議員		
2 2 番	高	橋	義	和	議員	2 3 番	小	久	保	広	信	議員	
2 4 番	我	妻	徳	雄	議員								

欠席議員（1名）

3 番 高 橋 嘉 門 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	茅 田 美佐雄	建 設 部 長	細 谷 圭 一
会 計 管 理 者	神 田 仁	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	加 藤 吉 宏	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	船 山 弘 行
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄
選挙管理委員会 事 務 局 長	生 田 英 紀	代表監査委員	大 澤 悦 範
監 査 委 員 長	宇津江 俊 夫		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
庶 務 係 長	金 子 いく子	議事調査係長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前１０時００分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第４号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○島軒純一議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、うこぎなどの地域資源を活用したまちづくり支援について外３点、11番遠藤正人議員。

〔11番遠藤正人議員登壇〕（拍手）

○11番（遠藤正人議員） 皆さん、おはようございます。自民クラブの遠藤正人です。

毎年この季節になりますと、また悪臭かと南原に住む私を初め多くの市民の皆さんが頭を悩めるところでありました。この10年間ほどは、環境問題で悪臭がまた市内の広い範囲に漂うのかと心配する季節でありました。しかしながら、ことしは市民の皆様のお力のおかげでいいですか、一昨年の2万5,000人以上の市民の皆様の悪臭反対の署名により、そして議会における悪臭問題特別委員会での慎重審議などによりまして、堆肥製造事業所が去る5月12日までに5年に一度の事業更新手続をしませんでした。このことは、堆肥製造事業所があります南原地区を初め、隣接いたします地区や多くの米沢市民の皆様にとりましては、2つの原因のうち1つはほぼ解決の見通しが立ち大変喜ばしいことと思います。これから完全解決に向けた取り組みを丁寧に対応していきたいものだと考えております。

さて、過去2回の一般質問では、米沢にゆかりのある歴史上の人物について少しだけですがお

話をさせていただいておりましたので、このたびは直江兼続公に関することを御披露したいと思います。本日は、直江兼続公の説明では右に出る人がいないという大先生方の傍聴をいただいておりますので、私は冒頭より大変緊張をしております。御了承いただきたいと思います。

何といたしまして「天地人」であります。「天地人」と言えば、歴史小説を2009年にNHK大河ドラマ化して放映がなされました。俳優妻木聡さんを直江兼続公役の主人公として、御当地米沢を中心にドラマ化されたことは、皆様の記憶に焼きついていることと思います。そのNHK大河ドラマ化に当たりましては、多くの方々の長年の御努力があったことと、当時NHKの本社へ国会議員としてかけ合われたお一人の遠藤武彦先生より直接お聞きしたことも思い出されます。

そして、そのドラマは、子役の清史郎君の演技が功を奏してか、始まりから大ブレイクというものでした。そんなすばらしい地域の資源を歴史とともに夢とロマン、そして希望へと大きくできるものが米沢にあることは、米沢市民の一人といたしましても誇らしいことであり、またその遺産を十分に活用したまちづくりをすることが大切であると思うのは私だけではなく、多くの皆様が思っておられると思います。

その遺産とは、「兼続公の治水事業とまちづくり」が平成20年度土木学会選奨土木遺産として認定を受けているということです。その土木学会資料をみただけでも、歴史とともに夢とロマンを感じ、私のような者にも、このまち米沢を何とかよくしたい、いや、しなければならないという大きな夢と情熱、そして使命感を与えてくれました。

このことをもう少しお話ししたいのですが、本日は質問が盛りだくさんでありますので、この辺にさせていただきますので、ぜひ詳しくお知りになりたい方は、市役所建設部にお問い合わせ

せいただきたいと思います。御了承ください。

前置きはこれくらいにいたしまして、このたびは大きく4点につきまして質問をいたします。

1、うこぎなどの地域資源を活用したまちづくり支援について。

2、都市計画道路万世橋成島線と石垣町塩井線を連結する内環状線道路の早期実現について。

3、最新設備による養豚事業所の移転建設について。

4、市長のマニフェストについてであります。

まず、うこぎなどの地域資源を活用したまちづくり支援についてであります。

先ほど述べたように、米沢市内をよく見ますと、宝の入った玉手箱のように、各地区にはすばらしい地域の資源があります。現在行われております輝くわがまち創造事業などでも、幾つもの各地区のよさを取り上げてまちづくりがなされております。その中でも、ウコギについては、松川地区では景観を含めたまちづくりに取り組んでおります。その地区の方々の積極的な活動ぶりは、議員の私も目を見張るものがあり、大変すばらしい活動をされておられます。

具体的には、文化的景観の保全と活用を考える景観セミナーや、またウコギを題材にした「うこぎ祭」などが次々とイベントとして開催され、行政を初めとした各種関係団体の方々や多くの市民の皆様が参加され、ウコギを活用したまちづくりに期待を寄せておられます。ウコギにつきましては、皆様も御存じでしょうからあえて今回はまちづくりの観点からお尋ねをいたします。

ことしの4月開学いたしました山形県立米沢栄養大学は、4年制学科としての長年の悲願の開校であります。近くに住む市民の皆様ばかりでなく多くの市民の皆様が、今後どのような形で米沢栄養大学とかかわり、そしてよきまちにしていこうかという大きな期待と、そしてどのようにかかわっていったらよいのかなどと考え

ておられるに違いありません。

そこで、米沢市には山形県の母なる川、最上川の源流があり、また歴史的には直江兼続公により建設されましたまちといえますか、遺跡、特に土木遺産にもなっております直江堰堤を初め、ウコギなどとてもすばらしいものがありますので、これらのものをフル活用して松川地区を中心に米沢の観光スポットにできないものか。また、ウコギなどを材料としての食品ビジネスにつながる開発を、このたび開校した米沢栄養大学を初め、山形大学や食品関連企業と連携して力強く推進できないものか。こういったことを現在米沢市はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

次に、都市計画道路万世橋成島線と石垣町塩井線を連結する内環状線道路の早期実現についてであります。

私は、議員に当選して以来、何度もこの壇上より都市計画道路につきまして万世橋成島線道路や石垣町塩井線道路について質問してまいりました。しかしながら、よくよく考えますと、個別に都市計画道路の建設について質問をしてはよき回答が得られなかったことを踏まえまして、愛する米沢市の5年後、10年後を見据えてのまちづくりを訴えなければ体系的なまちづくりができないばかりか、市民の皆さんもわかりづらいのではないかと考え、このたびは必ず提案とでもいえますか、都市計画道路万世橋成島線と石垣町塩井線を連結する内環状線道路を先行的に早期実現すべきではないかと訴えます。

具体的には、山形大学工学部前の万世橋成島線道路を東へ延伸して、まずは石垣町塩井線の教会の建物があります福田町丁字路交差点から南へ、市道学園ロードまで延長した道路と連結して、第1期工事として早期建設を実現するというものであります。米沢市は、このような計画をどのように考えておられるのかをお尋ねいた

します。

市民の多くの皆様は、（仮称）南地区中学校建設用地はどこになるのか、また市立病院の全面建てかえに向けて建設地はどこになるのかなど、関心事の話題に花が咲いております。これらの重要な課題につきまして、都市計画道路万世橋成島線と石垣町塩井線を連結する内環状線道路の早期建設実現と切っても切れない関係にあり、また米坂線より南に住む南部地区の方々や松川地区、そして南原地区、山上地区、さらには愛宕地区の方が米沢駅前に向かう路線としまして、最重要道路の計画であることは、多くの皆さんが認知されております。早期に都市計画道路万世橋成島線を復活することは、インフラ整備がおこなわれている地域のインフラ整備推進の原動力にもなります。常々私は、私の政治生命をかけた大きな課題であると考えておりますから、なせば成るの精神で必ずや早期実現を是が非でもやり遂げたいのであります。当局の前向きな御回答を御期待いたします。

次に、最新設備による養豚事業所の移転建設についてであります。

ここで悪臭の養豚事業所関連につきまして、側面の部分につきまして、少しではありますが話をさせていただきますと、まず養豚事業所は、悪臭の2号規制という厳しい行政指導によりまして、泣く泣くの企業努力により、豚の頭数を6,500頭から3,500頭までほぼ半分にして悪臭のおいを減らす対策を講じてきました。そのかいありまして、米沢市内の駅前を初め市役所付近の中心市街地まで及んでいました悪臭も大幅に改善されました。

しかしながら、南原地区の石垣町を初め最上川上流を挟んでの山上地区赤崩町内では、養豚事業所と隣り合わせの場所であるため、また養豚事業所の建物が老朽化しており、そして建物はトタンで囲っているような旧式の設備であるため、隣接の町内ではまだ大変困っております。

そして、現在、養豚事業所の移転による方法で悪臭の解決を図るべく慎重審議がなされていることは周知のことではありますが、そこでお尋ねしたいのは、養豚事業所が移転する場合には、今回のような悪臭問題が絶対二度と起こらないようにあらゆる技術を駆使した最新設備による養豚事業所を建設して、移転による解決を図るべきだと考えますが、そしてまた市当局もそのようにお考えだと思いますので、移転先の住民の皆様が安心して受け入れてくださるためにも、そしてまた養豚事業所に対する悪いイメージを持たれているのであれば、完全に払拭するような最新設備の養豚事業所を建設すべく、国や県の農業振興、畜産振興の大きな支援、補助金をふんだんに活用し、どういったものになるのか、先進地の事例なども踏まえて現時点でわかることをお示しいただきたいのであります。

次に、市長のマニフェストについてであります。

これは、先ほどの悪臭問題の質問に関連してであります。市長のマニフェストは、よりよきまちづくりのために掲げられたものだと思います。しかしながら、安部市長のマニフェストを拝見いたしますと、よく言えば選択と集中、厳しく見れば米沢市の将来がイメージしにくいものと感じます。豪雪地帯に住む米沢市民は、やはり安心・安全のまちづくりや雇用の問題、そして子育て支援など、米沢市のまちづくりに期待しているはずであります。

そこで、お尋ねします。現時点でのマニフェストの達成度はいかがでしょうか。財政面も踏まえてお答えください。現時点での達成度を教えてください。

参考までに、余談になりますが市長のマニフェスト関連でお聞きしたいのですが、都市計画道路で中学校移転に関して言いますと、私は興譲小学校、第二中学校出身でありますので、当時を思い起こせば、そのときの第二中学校は今の上杉城史苑のところにあり、南側の伝国の杜の

ところには歴史ある鶴城工親会と米沢工業高等学校がありました。そのときの先輩の高校生は大変大人に見え、格好いい応援練習の姿や野球の練習を見ていた記憶があります。また、部活では、隣接した今で言う置賜総合支庁の旧東南置賜地方事務所のテニスコートをお借りしてありましたので、県大会前などは大人を相手にした強化練習など特別な計らいをしていただいたことを思い出します。今は感謝の気持ちでいっぱいであります。

そして、私が中学校2年生のときに、第二中学校は今の堀川町といいますか、林泉寺に移転して愛宕地区の子供たちも新たに通う統合中学校として1学年6クラス、先生方も思えば最強の先生方でした。その後、教育委員長をなされた上杉季雄先生初め、教育長をなされた佐藤政一先生、そしてこのたび公平委員になられた渡辺節子先生方々、多くのすばらしい先生方で準備しスタートしたわけです。また、そのときは、御廟や堀川町や林泉寺は、今のような町並みではなく全くの田園風景でした。

なぜこの話をしたかといいますと、アクセスのよい道路を一部開通させただけで、袋地の町が一気に活気ある町に変わり、市民生活も向上します。当時は、子供たちの体育の時間のジャージは二中と三中の男女別の色でしたが、元気に学校生活をした記憶があります。

また、美術の時間の図画写生では、山形大学工学部正面旧館を描く授業であつたり、その影響か、孟子の「孟母三遷」といった言葉ではありませんが、私もちょっとは宿題を忘れないように努力した気がしますし、図画写生をした影響でしょうか、山形大学工学部に対して強い愛着を持つ一人となりました。そして、今では「がってしない子ども」といいますか、子供たちに生きる力を育むことができたのだと思います。

多分その当時の市役所職員の方々は、まるでサッカーワールドカップ出場選手のような気持ち

で、総力戦でまちづくりをされた結果のたまものだと思うのです。

私は、持論ですが、米沢の教育水準の向上の対策の一つとして、私案であります、興譲館高校と連携を強くした附属中学校的な学校や興譲館高校に特別進学コースをつくるなど対策をして、東大でも医学部でもばんばん合格できるそういった県立高校に再生すべきではないか。そして、市長も言われるみずからが大樹となるようなグローバルな視野を持った世界で活躍できる人材を輩出してもよいのではないかと胸の内に温めております。

さて、今では私もこの程度ですが、「がってしない大人」になってしまいました。ですから、一言で結構です。安部市長、そういった南部のまちづくりをするのはいつでしょうか。その答えの内容によりましては、第2質問で安部市長に改めて質問いたします。

安部市長初め当局からの真摯な御回答を期待します。ありがとうございました。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの遠藤正人議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、都市計画道路万世橋成島線関連の御質問とマニフェストについてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えをいたします。

御質問にありました都市計画道路万世橋成島線と石垣町塩井線の一部は、市街地環状線を形成し市街地の道路ネットワークとして重要な路線であることから、両路線の整備計画につきましては、今後も引き続き県との協議を深め、地域との連携を図りながら早期に着工できるよう環境を整えてまいりたいと考えております。

また、東北中央自動車道の開通に向け市街地の道路ネットワークを構築することは、高速道路の整備効果をさらに高める重要な要素であるこ

とから、交通量の変化などを考慮しながら未整備路線の道路構造などについても県と調整を図りながら検討していく必要があると考えています。

続いて、マニフェスト関連ですが、平成23年のマニフェストでは、暮らしやすいまち、産業の活性、雇用の拡大、地域の活力、子供・若者を育てるまち、未来への遺産と5つの分野に分けて20の項目を挙げております。

安全・安心のまちづくりにおいては、災害に対応できる行政を提言し、今年度中に小中学校について耐震化が完了する予定です。さらに、今年度は災害時の体制整備の一つとして災害時の市民への情報伝達手段となる新たなデジタル同報系防災行政無線、緊急告知FMラジオの整備を行い、地域防災力の一層の強化を図る予定であり、災害に対応できる行政を進めております。

また、雇用では、新産業の育成、支援の継続をマニフェストに挙げましたが、御承知のとおり、米沢オフィス・アルカディアに山形大学の有機エレクトロニクスイノベーションセンターを誘致し昨年からの稼働しているほか、ことし3月には蓄電デバイス開発研究センターがオープンしました。本市としましては、これらの山形大学の取り組みに支援をしてきたことにより、有機エレクトロニクス産業を発展させる環境が着実に整いつつありますので、企業の集積や雇用の拡大につなげられるように連携を図っていきたいと考えています。

さらに、地元の小さな企業、伝統産業の振興については、厚生労働省の実践型地域雇用創造事業に本市や市内の関係団体で構成する米沢市雇用創出協議会で提案した事業が採択されました。この事業の中ではさまざまな取り組みを実施していく予定ですが、伝統産業の分野において、米沢織物に関連する業界団体を支援する取り組みも盛り込まれており、伝統産業の振興を含め雇用の創出に向けて大きな前進が期待さ

れています。

子育て支援においては、マニフェストで特定不妊治療費の助成を挙げ、平成24年度より県の助成に上乘せする形で特定不妊治療費の助成を実施しております。

マニフェストで掲げた各施策の一部を今述べましたが、着実に事業が実施されたものもあれば、悪臭問題の全面解決や道の駅の整備など継続して取り組んでいる事業もありますが、全体的にはおおむね順調にマニフェストは進んでいるものというふうに考えております。

続いて、関連のあります現在の財政状況についてお答えをいたします。

財政状況を示す代表的な指標の一つとして経常収支比率があります。本市は全国都市平均や県内13市平均よりも全般的に高い水準にあり、特に平成22年度以降は、全国都市平均や県内13市平均が90%を下回っているのに対し、本市は90%台前半となっています。直近の平成24年度決算では、本市が94.9%であったのに対し、県内13市平均は89.8%ですので、他市よりも余裕のない財政運営になっていると認識をしております。

これに対しては、行財政改革を推進し、定員削減を初めとして経費削減に取り組んでまいりましたが、依然として本市の経常収支比率が高い状況にある主な理由は、経常一般財源となる収入がほぼ横ばいで推移している一方、歳出は生活保護費などの扶助費の支出が増加していることや、市の面積が広いため道路や各種施設の維持管理費が多いこと、下水道事業がまだ拡張中で特別会計への繰出金が多額であることなどが挙げられます。

政策を安定的に実施していくためには良好な財政状況を維持することが不可欠でありますので、今後とも経常収支比率を初めとした財政指標の改善に努力をしていかななくてはならないと考えております。

そして、最後に興譲館高校を中心とした教育のさまざまな御提言がありましたが、教育内容に関する御提言であり、また事前通知をいただいているものでもないものですから、別の場面で何らかのお答えをさせていただきたいと思います。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

〔細谷圭一建設部長登壇〕

○細谷圭一建設部長 おはようございます。

私から、1のウコギなどの地域資源を活用したまちづくり支援についてのうち、ウコギ垣を活用した町並み景観整備について申し上げます。

本市の町並み景観整備につきましては、米沢市景観計画の中で重点的に良好な景観を形成する地区を景観形成重点地区として指定しており、米沢駅周辺地区、上杉家廟所周辺地区、松が岬公園周辺地区、小野川地区の4地区になっております。

この景観形成重点地区には、米沢市景観形成推進事業として、デザインガイドに適合する建築物の新築、増設、改築等で良好な景観形成に寄与する工事に経費の一部を支援しているところです。

また、都市計画区域内における景観形成地域におきましては、歴史、文化が薫る市街地景観や商業地のにぎわい景観を創出するとともに、住宅地における潤いと安らぎの景観形成を図る目的としております。この中で、芳泉町周辺地区を武家屋敷群やウコギ垣根の資源を生かした歴史や文化が薫る景観形成を図る地区として位置づけしているところでございます。

芳泉町の通り沿いのウコギ垣根につきましては、地域の方々に組織している「芳泉町生垣・街並み保存会」の皆様方の御努力によりまして垣根の修復が行われ、現在はかつての面影を感じさせるまでに整備されているところでございます。このウコギ垣根の保存活動には、花と樹木におおわれたまちづくり計画による花と緑の活動支

援事業助成により資材等の支援を行っております。

景観形成重点地区に指定されますと、地区内の住民による景観まちづくり活動や修景事業に対して支援を行いますが、景観形成重点地区の指定を希望される地区については、どの範囲を景観形成重点地区に設定するかなど住民の方々が守っていく景観形成基準として、家並みの外観、意匠の制限内容や規制の強さなど住民主体で景観まちづくりを行うための合意形成が必要となっておりまいます。このような景観に関する住民意識の熟度が高まった段階で景観形成委員会等において順次追加指定を検討してまいりたいと考えております。

今後につきましては、「芳泉町生垣・街並み保存会」の方や地域の皆様方から町並みを保存し景観整備を進めていきたいという強い思いが本市にも伝わってきておりますので、景観整備の先進地視察やウコギ垣根の保存活動を通して地域の皆様方と話し合いを深め、そして連携を図りながら町並み景観整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、遠藤正人議員の御質問のうち、米沢栄養大学と松川地区の相互交流によるウコギなどの地域資源を活用したまちづくりについてお答えいたします。

松川地区では、これまで緑化事業やコミュニティセンター事業への運営協力など米沢女子短期大学の学生との交流を積極的に行ってこられました。加えて、今年度からは栄養大学の学生にも参加いただくこととなりました。老人会を初め地域の方々が短大の学生と学園ロードに花を植えたことがきっかけで始まった緑化事業については、松川地区全体で取り組むようになり、ことしで3回目となり、6月5日に花植え、そ

ば打ちの2班に分かれ、花植えが終わると交流会が行われたそうであります。

コミュニティセンター事業では3件の協力を得ております。1つは、学生が講師となって親子で米粉やウコギ粉を使ったパンなどをつくる事業で、2つ目は小学校3年生を対象として小学校を会場に行う出前講座の運営を学生にも参加してもらって行うもので、内容は絵本作家を講師に講座の中で描いた絵を並べて自分でストーリーをつくるというものであります。3つ目は、教員を講師として大学の研究室との共催で脳と体の健康づくりのための運動指導を行うという講座であります。

また、大学の授業にも地域として協力をしており、41名の学生が松川地区の農家の畑を借りて作付を行い、地元の方がボランティアでその管理を行っております。

さらに、輝くわがまち創造事業において、松川コミュニティセンターに設置するピザ窯は大学にも開放する予定ですので、レシピの開発などウコギも含めたさまざまな研究の一助となると考えます。

また、栄養大学に設置されている地域連携研究推進センターでは、栄養や健康の専門家である教員が地域住民への健康づくり活動や栄養指導、それらに関する公開講座の開催、市民団体や学校への講師派遣、栄養関係者へのリカレント教育などの活動を通じた地域貢献活動を行っていくと聞いております。これらの機会を地域のまちづくりに活用することは大いに効果的であると考えます。

松川地区のまちづくりににつきましては、松川コミュニティセンターが大きな役割を担っており、栄養大学と地区民をつなげるさまざまな機会を設けるとともに、地区の方々の意見を伺いながらウコギを活用したまちづくりの推進についても支援を行ってまいりたいと存じます。

県立米沢栄養大学につきましても、ウコギを米

沢市の重要な地域資源と位置づけておりますので、社会教育の立場からさまざまな組織との効果的な連携を図り、地域住民が進める取り組みへの環境を整えながら、必要な支援策を講じてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 亶田産業部長。

〔亶田美佐雄産業部長登壇〕

○亶田美佐雄産業部長 私からは、1番のうこぎなどの地域資源を活用したまちづくり支援についてのうち、ウコギを材料としての食品ビジネスにつながる開発をと松川地区を中心に観光スポットにできないか及び3番の最新設備による養豚事業所の移転建設についての御質問にお答えします。

初めに、うこぎなどの地域資源を活用したまちづくり支援についてであります。ウコギは戦国時代、直江兼続が防犯を兼ねた生け垣として、また上杉鷹山の時代には救荒食品として栽培を奨励したと言われており、それが現代までに受け継がれ伝統野菜として新芽や新梢を切りあえやウコギ御飯などにして今も多く市民に郷土料理として食されております。以前より地元の大学などのウコギの機能性に関する研究も盛んに行われており、栄養価が高くポリフェノールや食物繊維、カルシウム、ビタミンCなどを豊富に含み、抗酸化作用や血糖値低下作用、コレステロール低下作用など健康食材としても注目されているほか、産学官連携の取り組みによりウコギの栽培から商品化までの一連の研究開発が行われ、栽培指針書を発刊したほか、民間事業者が中心となってウコギを使用したふりかけ、パスタソース、ドレッシング、アイスクリーム、茶飲料、焼酎、サプリメントなどの商品化が進められてきました。しかしながら、地元では買ってまでも食べるものではないという意識が強いことや、地元以外ではウコギ自体を知らないことから、まだまだ商品としての流通は少なく、

おのずと生産拡大にもつながっていない現状にあります。

このため、本市では改めてウコギの価値を見直し、ウコギによる産業の活性化や地域づくりを考えるため、ことし5月に「うこぎ祭」を開催し、さまざまな関係者が集い今後のあり方についての意見交換を行ったところであります。

今後は、関係者などによる新たな組織を立ち上げ、これまでに培ったノウハウを生かしながら新たな取り組みを模索していきたいと考えております。

中でも、産業化を進める上で新商品の開発は必要不可欠と考えており、姉妹都市である新潟県魚沼市六日町では、米沢から持ち込んだウコギを利用しさまざまな新商品開発が民間事業者を中心に行われ、お互いに切磋琢磨しながら新商品の開発を進めていきたいと考えております。

また、現在、地元の大学と高校が連携したスポーツドリンク開発を計画しているほか、新たにウコギの葉には抗疲労作用があるという研究成果も発表されていること、また一定の科学的根拠がある健康食品について企業の責任で機能の表示が認められる新たな制度が検討されており、企業の期待も高まっていることから、地元大学との連携をより強くしながら、それらを見据えた対応も検討していきたいと考えております。

さらには、廃棄物として処理されているウコギの枝を細かく裁断し鳥に飼料として与えたところ味のよい鶏卵ができることなどもわかってきていることから、米沢牛や豚、鯉などの飼料として使用できないかなどについても検討していきたいと考えております。

次に、松川地区を中心に観光スポットにできないかについてであります。松川地区はウコギを地域の資源として保存し活用している例として取り上げられております。今後ともウコギは栄養食品でもある万能食材として地域挙げてPRし、観光スポットとなるよう地域とともに努

力してまいりたいと考えております。

次に、最新設備による養豚事業所の移転についての御質問にお答えします。

現在、悪臭問題の原因となった養豚事業所では、徹底した農場内の管理、清掃や臭気の総量自体を抑制するため、平成25年2月までに45%の減産を行い、その後もその体制を継続しており、その結果、寄せられる苦情の範囲も事業所近隣の限られた地域にまで限定されてきており、苦情件数も減少している状況にあります。

しかしながら、このまま減産体制を継続しながら経営を維持していくことは難しく、地区住民の方々も移転を求めていることから、一定規模の新農場を建設するために事業所と市が協力しながら市内での移転先を前向きに検討しているところであります。移転先はまだ決まっておりませんが、移転先で求められるのは、二度と同じ問題を繰り返さないことであり、慎重の上にも慎重かつ真摯な対応が必要と認識しております。

移転に当たっては、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないよう、地形や気象条件などを詳しく検証し、さまざまな方策を講じていく必要があると考えておりますが、議員からご指摘の最新設備による万全な対策も極めて重要と認識しております。養豚事業を営む上で臭気が全くないということは考えにくいものの、最新の知見や技術に基づき臭気を限りなく抑制する設備もあると聞いておりますので、周辺住民の方々に迷惑を及ぼさないことを念頭に、事業者と一緒に経営シミュレーションなども行いながら適切な設備の導入について検討及び指導をしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 遠藤正人議員。

○11番（遠藤正人議員） 時間も限られておりますので、順番ちょっと前後しますが、私、質問の中でウコギ関係ですけれども、食品ビジネス

につながる開発をとということも言いましたけれども、それで栄養大学さん初め山形大学さんや食品関連企業と連携してということで、不十分な回答をいただいたものでもう一度お聞きしたいんですけれども、食品ビジネスというのは、単なる商品の開発だけではなくて、それをPRする、ものづくりとしてPRするというようなことが必要だと思うんです。だから、そういったところも連携プレーをしていただけないかということで、その御回答をいただきたいんです。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 今回の御指摘のウコギに関しては、やはりPRがなかなか浸透していかないために限られた部分だけ知られて広く知られていないというのが現状でございます。私どもとしては、上杉鷹山が奨励し現在まで受け継がれているウコギの価値を改めて見直して、山形大学の名誉教授の尾形先生の基調講演もありましたので、意見交換をしながら米沢の魅力を全国にやはり発信していくべきものだというふうに考えておるところでございます。

○島軒純一議長 遠藤正人議員。

○11番（遠藤正人議員） 私、さっき壇上から私が入った第二中学校の移転の際に、そのときの市の職員の方々は、まるでサッカーワールドカップの出場選手のような気持ちで総力戦でまちづくりをされた結果のたまものだという言葉ちょっと言わせてもらったんですけれども、私がある事務所のほうというか、企業回りをしていたところ、事務所に入っただけの壁に「一生懸命すれば知恵が出る。中途半端だと愚痴が出る」。何だか、愚痴しか聞こえない回答なんです。そうだったら、私、残念ですけども、責任者の方にキャラクターとかかぶりものをしてPRしていただきたいと思いますが。ちょっと嫌らしい質問ですけども、本気でやらなければいけませんよ。地域の方、一生懸命やっている。

私も昨年、自民クラブの会派の視察で山口県の萩市に行っていました。その様子見ても、水路と板塀、よくよく見ると全体がそうなるように現代版でちょっとうまく装飾して、ただ行ったときの第一印象は、おお、すごいという感じを受けているんです。だから、そういったところをやはり共同作業しなければいけない。やはりこれ知恵じゃないでしょうか。もう一回ちょっと決意のほどをお答えいただけますか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 議員御指摘のとおりでございます。地域住民とやはり力を合わせて、大きく声を上げてPRしていく必要があるというふうに考えております。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 少しつけ加えさせていただきたいと思います。

5月10日に「うこぎ祭」を行いました。産業部長の所管している農林課が事務局になって市主催で行いました。その趣旨は、芳泉町の生け垣の会の運動がある。また、うこぎ垣根の会のさまざまなウコギ食品化の事業がある。また、尾形先生のほうのウコギの効用についての研究があるというようにさまざまな団体の方がさまざまな面からウコギにかかわっておられますので、そういう方々が総力を結集して相乗効果が出ていくように持っていきたいものだ。そのきっかけづくり、呼び水として「うこぎ祭」を市が主催いたしました。ですから、主催している市のほうでも農林課、都市計画課、商工課、観光課など全てというか、関係あるできるだけたくさんの課が集まって、そしてそれぞれの課の力を結集してこれに当たるようにという指示をいたしておりますので、ですから民間のほうでもそういうような動きが出るように、まず役所の中からそういう関係の構築、協力体制づくりを今しているというそういうことでありますので、その点は御理解いただいて御期待をしていただ

きたいというふうに思います。

○島軒純一議長 遠藤正人議員。

○11番（遠藤正人議員） 今、安部市長から前向きな御回答ありましたので、一瞬手を挙げたとき、いや、私はかぶりものをしますと、ウコギのかぶりものをしますとでもおっしゃるのかと思ってどきっとしましたが、前向きな回答で大変うれしいです。

ちょっと参考まで、私も地元議員ですから協力しなければいけません。この名前出しているのかな。O i s i x（オイシックス）というところなんですけれども、野菜の通販の大手さんがいます。今もう野菜も通販なんです。そこにあわせて、発泡酒とかもあわせて年間どのくらいですかね。まだ10年未満だけれども、今年商200億超えているんじゃないでしょうか、野菜の通販で。見ていただきたいと思いますが、あらゆる手段を使ってウコギを全国に発信していただきたいと思います。

ここで1つ、私、少し前ですけれども、新潟県新潟市内、萬代橋周辺の町並みを散策したときがありました。そうしたところ、萬代橋を初め町並みの歴史を表示する看板を多く見かけました。そうしたところ、その看板というのは単なる歴史を文字でずらずら書くのではなくて、手元、きょうの質問のために持ってきたんですけれども、直江兼続のまちづくりなんていう資料ありますけれども、そういった何か写真版的な、図も取り入れて視覚的にぼんとわかるような、字を読むってなかなか大変なんです。ぱっと見て、こういう歴史があるのかと。何だこの上じゃなくて下見るとすばらしい堤があるんじゃないかと。そういったところのアピールの仕方も上手になさったらどうでしょうかね。そういったことの御提案なんですけれども、一生懸命頑張りたいということ、これはお願いしておきます。

そこで、ちょっと大切なことをお尋ねします。

先ほど、養豚事業所の話をしていただきました。一企業に米沢市が単独で公金を注入することは不可能だと思います。そうしますと、国の補助金で山形県の農業振興、畜産振興という予算でぐっと後押しして、県の事業でやるというような方法でないと一気にいかないと思います。

そこで、全国あらゆるところをインターネットではごらんになったでしょうけれども、やはり姉妹都市の近くばかりでなくて、私もいろいろ調べてみました。神奈川県とかの先進地があるということもお聞きして、既に農林課長などにも情報提供しておりますが、やはり最新鋭のもので、先ほどトタンの囲いと言いましたが、これ歴史的なものなんです。だけれども、今度のところでは、これ野菜工場じゃないのかと、水耕栽培の野菜工場と間違えられるくらいの建物にでもして、場合によってはね、同僚の先輩議員がおっしゃっていますけれども、八幡原工業団地に移転できないかなという言葉も出ていますので、それくらいの最新鋭で丁寧な、国の補助率は2分の1ということでしたので、ぜひやっていただきたいと思います。

そこで、ちょっとお尋ねします。私も議員になって悪臭問題、環境問題を解決しなければ、もう1期で終わりだという覚悟でやってきています。2つのうち1つは、市民の皆様のおかげで無事ここまでこぎつけました。ただ、もう一つの養豚事業所につきましては、なかなか難しい。そこで、去年であります、去年の早い段階であります、与党の国会議員、農林水産省出身の若手のキャリア出身の代議士に相談をしました。そうしたら、12月の中旬に養豚事業所を見学されて、そしてことしの2月の中旬には、安部市長も担当課長とともに農水省のほうに行っていらっしゃるわけです。そして、官僚の畜産部長とお会いになって、今後の進め方をどうすべきか話されているはずなんです。それで、ちゃんとあればどんどんいくという話なんです、

実はそのことについて、私、回答といいますが、ちょっと根回しという言い方はあれなんですけれども、政治的な側面を会派でさせていただいたんですけれども、その回答を私いただけてなくて、けさペーパーで急にいただいたんですけどもまだ読んでいません。感想でいいです。どういった内容だったか。どういった感触を得たかでいいですから、一言でいいですから、安部市長、教えていただけますか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 本来ですと、部長のほうから答弁すべきことですが、直接伺ったのは私ですので、私のほうから。

確かに、ことしの2月13日、幾つかの、何人かの関連部署の課長と農林水産省の畜産部長の方をお訪ねして、これは国会議員の方とか市議会議員の方の御紹介、仲介の御尽力をいただいて、そして畜産部長とお会いをいたしました。その中で、今、米沢市が置かれている養豚場の悪臭問題の件を話をして、何とか国の援助をお願いしたいという話をしてくれて、そういう中で国が援助するための最低条件とか、あるいはいろいろな手法とかを伺ってはきました。でも、それがすぐ今の米沢の状況に当てはまって国がすぐ援助するというような話にはまだなっておりませんので、これは今後のさまざまな交渉、やりとり、詰め、そういう中で何か国からよい補助が出てくればありがたいので、そういうふうになれるように今後も頑張っていきたいというところであります。

○島軒純一議長 遠藤正人議員。

○11番（遠藤正人議員） 繰り返しになりますが、一生懸命やれば知恵が出る。中途半端だと愚痴が出る。私も毎日寝る前、きょうは知恵が出ているのか、愚痴が出ているのか、そう思いながら床につきます。一生懸命頑張らましようよ。私、環境問題でできなかったら、もう1期で市会議員やめるつもりで立候補した人間ですから、

何も怖くないです。一生懸命考えましよう。

そこで、ちょっと時間がないもので1つお聞きしたいことがありまして、養豚事業所の最新設備、養豚事業所の社長さんは海外まで出張に行かれて、最新設備を見ていらっしゃるんです。どこどこ行ってきたという話も間接的にお聞きしましたけれども、行動力のある安部三十郎市長、養豚事業所何カ所見られているでしょうね。部課長に忙しいからお任せになるんじゃないくて、御自身のマニフェストの最大、一番高いところにあるのであれば、養豚事業所に行ってやらないといけないんじゃないですか。

先ほど、部課長の話、回答の中でも伝統工芸品を大切にしまちづくりとありますけれども、悪臭でそういったところも悪影響を受けているところあるんです。そういったところも大切にしていかないと、一部の戸数の少ないところだけが泣き寝入りするような政治では、私は許しません。しっかりやってください。決意のほどをお聞かせください。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 今の御質問、極めて大事だというふうに思います。なぜかという、養豚場の近くに草木染めの方がおられて、たった1軒だけではありますが、しかしその方がなされてきた仕事の偉大さ、努力、そういうことも踏まえますと、1軒だけがやっているから犠牲になっていいということでは全くなくて、そういう方がちゃんと悪影響を受けないで普通の恵まれた条件の中で、そもそも恵まれた状況を求めてその地に町なかから移転して草木染めを始めたわけですから、そういう方がきちんと仕事ができるような条件をつくっていかなくてはいけない。つくっていくというよりもちゃんともとのように条件を回復していく。そういうふうにしていかなくてはならないというふうに思っています。ですから、泣き寝入りという表現ありましたが、全くそうならないように努力していかなければ

いけないというのがありますので、努力していきたいというふうに思っています。

○島軒純一議長 遠藤正人議員。

○11番（遠藤正人議員） 今の言葉、私、真摯に胸の奥にぐっとしまい込みます。時間はないです。養豚事業所も経営的にかなり厳しくなっています。時間がないんですよ。行動しましょう。以上で終わります。

○島軒純一議長 以上で11番遠藤正人議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢八幡原中核工業団地について外2点、10番佐藤忠次議員。

〔10番佐藤忠次議員登壇〕（拍手）

○10番（佐藤忠次議員） おはようございます。自民クラブの佐藤忠次です。

議員生活も19年と3カ月となりました。ことしで私も72歳になります。この間いろんな政治家の話を聞き、感銘もしてまいりました。今も印象に残っているのは、昭和52年のころ、総理大臣でありました故田中角栄です。彼の掲げた「日本列島改造論」です。この考え方は、北海道の最果てでも東京の真ん中でも同じ暮らしができるようにしたいということです。角栄自身が雪深い新潟で交通が遮断されて孤立する人たちを見て育ちました。どうしたらいいのかと考えて政治家を志し、大雪に耐えるように道路をつくり、トンネルを掘り、新幹線と高速道路網で全国を結ぼうとしました。生野菜や生魚を運べるようにして、お母さんたちが苦労しないで

済むようにと考えたのです。この政策は、半世紀を経過した今、米沢で実現しようとしています。東北中央高速道路が3年後に完成することです。

また、忘れてならないのは、田中政権当時建設大臣を務められた米沢出身の故木村武雄先生です。今ある八幡原工業団地は、国指定第1号で誘致され、国のお金で整備されたものです。50数年経過し、国の整備機構は未売買地を米沢市に移管されました。米沢市が買い受けたことは、大変よかったと思います。しかし、塩漬けにしてはいけません。市民の血税で投資しているからです。いつとも早く市民のために有効に活用してもらいたいものです。

それでは、八幡原工業団地について徹底解明したいと思います。

1番目、現在操業している会社数と撤退した会社数を教えてください。

2番目、去年国の整備機構より買い受けた面積と金額を教えてください。

3番目、産業用地基金、買い受けた基金です。基金はどのようにしてつくられた資金なのか教えてください。

4番目、誘致企業の今後の見通しはあるのでしょうか。教えてください。

5番目、用途変更をして市が有効に使えないかどうかを教えてください。例えば、市立病院の敷地とか、さっき言っておった畜産施設の敷地とかが考えられます。米沢には、天然ガスパイプラインの中継所があります。団地までパイプを埋設しなくてもタンクローリー車で移送ができるんだそうです。インフラ整備及び原発廃止にもつながると思います。天然ガス火力発電所の誘致または直営事業での建設が考えられると思いますがいかがでしょうか。病院とガス発電が可能ならば、併設して発電の冷却水を使って病院の冬の暖房なども考えられます。

角栄の盟友である大平政権では、田園都市国家

構想を提案されています。人口20万の都市を全国につくり、そこに雇用のある場所がある。そうすれば、15分か20分の通勤で家に帰れる。これが八幡原構想だったのです。

最近のテレビを見ておったら、10年後、全国での消滅都市は896市町村に及ぶと放映されておりました。今、政府は、減反政策をやめて飼料米政策にかじを切りました。TPP交渉はまだ決着がついておりませんが、どのようになろうとも農家、農地を守っていかなければなりません。私の地域は、純農村地域です。20年前には27戸あった農家、今では23戸になってしまいました。後継者がいないからです。ことしの5月中旬ですが、唯一の専業農家だった80歳のご主人が他界され、6町歩近くの賃貸水田が急遽地主に返納されました。農業委員より相談を受け、私もいろいろ検討しました結果、たまたま八幡原工業団地に勤めておられる兼業農家の方が、直まき栽培をして4町歩ほど引き受けていただきました。やっとピンチを脱することができました。

そんなことがありますので、今後の稲作経営のモデルについて伺います。

稲作のみの法人化は成り立つのだろうか、教えてください。

2番目、家族経営なら何ヘクタールぐらい必要なのか。庄内の平田牧場では、庄内の飼料米を一手に引き受けておられると聞いております。飼料米の販売先の見通しはあるのでしょうか。

今まで集落の農地を守ってこれたのも兼業農家があったからです。兼業農家の支援育成は考えておられるのでしょうか、伺います。

次に、最近、川西町の町長、原田町長にお話を聞く機会がありました。内容については、置賜は1つであるということを確認しておりました。過去、川西町とは二度ほど合併問題で裏切られておりますので反論はしませんが、合併をしなくても清掃事業や消防などは順調にいつているのではないのでしょうか。

介護保険制度について伺います。

介護保険制度の広域化はできないものでしょうか。今、米沢市のみならず川西町、高畠町、南陽市でも特別養護老人ホームの待機者がたくさんおられると聞いています。広域の特別養護老人ホームをつくれないものかどうか、伺います。

以上で壇上からの質問は終わりますが、答弁によっては質問席よりさせていただきます。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの佐藤忠次議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、企業誘致の見通しがあるかと介護保険制度についてお答えをします。その他につきましては部長よりお答えをいたします。

まず、企業誘致の見通しについてですが、為替相場が円安に推移して落ちつきが見られるようになってきたほか、海外における人件費の高騰や政治的な不安定などにより、一部製造業では生産拠点が海外から国内へ回帰する動きも見られることもあって、国内の経済環境は明るい兆候が見え始めており、企業の設備投資も増加傾向にあります。

こうした経済環境の好転を受けて、八幡原の既存立地企業でも工場や研究施設の増設を計画しているところや既に増設を行ったところが数社あります。また、本市の産業用地や空き工場の視察、問い合わせがふえておりますし、これまで訪問してきた企業の中には具体的に立地に関する経費や地域特性などの資料を求めて立地の構想から具体的な検討へと一歩踏み込んだ段階になってきている事例もありますので、これらの案件の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

さらに、平成29年度に開通予定の東北中央自動車道は、東北地域における製造、流通に大きなインパクトを与えるものと捉えられており、企

業の関心が高まっていることも感じております。

次に、介護保険事業の広域化についてお答えをします。

介護保険制度の実施主体は市町村であり、本市も市単独で保険者となり介護保険事業を行っているところですが、御質問のように、隣接する市町村が協力し広域連合や一部事務組合で介護保険事業や事務を行うという方法もあります。すなわち、介護保険財政を1つにし、原則として保険料水準をそろえ協力してサービス基盤の整備を進めることにより、隣接市町村の間での保険料不均衡の解消、保険財政の安定化、事務の効率化、サービス基盤の広域的な整備を図るものです。

現在このような方法で広域連合や一部事務組合が保険者となり介護保険財政も含めて事業を行っているのは、全国で39カ所、全保険者の2.5%です。東北では、岩手県に4カ所、秋田県に2カ所で、山形県にはありません。

本市が介護保険事業を広域化しようとする場合の課題としましては、まずは保険者をどこに置くかが挙げられます。次に、置賜全体で1つの介護保険事業計画に基づき各市町の施策をどのように推進していくかという課題があります。置賜の各市町間では、現在サービス基盤の整備状況及び保険料に大きな開きがあります。本市は、サービス基盤整備も他市町より充実しており、サービス利用が多い分給付費も多いことから保険料も高い状況です。広域にした場合には、広域でサービス基盤整備水準と保険料水準をそろえることが課題となるため、サービス基盤に関し、本市については当面抑制の方向となることが考えられメリットがありません。また、保険料は、本市では下がることからメリットになりますが、他市町村にとっては上がることになるため大きなデメリットとなり調整は難しい状況だと考えております。

本市は、高齢者が生き生きと暮らすまちづくり

の推進を基本理念として掲げ、高齢者が尊厳を持ち、住みなれた地域で元気で安心して暮らしていけるように、また支援や介護を必要とする状況になっても適切な介護、福祉サービスが受けられるよう提供体制の充実に取り組んでまいります。さらに、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築も進めているところです。

介護保険以外の高齢者施策と介護保険事業を一体のものとして捉え、市民のニーズに柔軟に対応しながら、高齢者が生き生きと暮らすまちづくりの推進を進めていくためには、市が単独で保険者となって介護保険事業を推進するのが妥当と考えております。

次に、広域による特別養護老人ホームをつくれないかという御質問についてお答えをいたします。

特別養護老人ホームには、一般の特別養護老人ホームと地域密着型の特別養護老人ホームがあります。地域密着型特別養護老人ホームは、入所定員が29名以下の小規模なものであり、入所者は当該市町村の住民に限定されています。地域密着型ではない一般の特別養護老人ホームであれば住所地の制限はありませんので、広域的に利用できます。現在、米沢市にある特別養護老人ホームはすべて広域型の特別養護老人ホームであり、県による事業所の指定を受けています。

本市における特別養護老人ホームの在宅待機者は、平成25年9月末現在232人で、東南置賜2市2町合計では530人です。本市に特別養護老人ホームが新設された場合、本市住民のみならず広く入所者を募ることになります。入所申込数が定員を超えた場合には、介護の必要性の高さと家族の状況等を考慮した山形県特別養護老人ホーム入所指針に照らし、施設ごとに設置された入所検討委員会の合議によりサービスを受ける

必要性が高いと認められる方から優先順位が付されて入所を決定します。

特別養護老人ホームの入所に当たって、利用者は原則住民票を移すことになりますが、介護保険制度では入所前の住所地の被保険者であるため、保険給付費は入所前の住所地の保険者が負担をします。介護保険料は、市全体の介護サービスの利用状況や過去の給付実績、給付予測などから決まります。したがって、施設をふやしたり介護サービスを充実させるほど介護給付費が増加し、保険料の額は高くなるという関係にあります。

特別養護老人ホームを増床するかについては、現在、米沢市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定作業を進める中で、高齢者福祉事業に関するアンケート調査と日常生活圏域ニーズ調査を本日発送し、その結果を受けて特別養護老人ホームの増床についても検討してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

〔埴田美佐雄産業部長登壇〕

○埴田美佐雄産業部長 私からは、1番の米沢八幡原中核工業団地についてのうち、(1)の現在操業している企業数と撤退した企業数から(3)の産業用地基金はどのようにしてつくられたのかまでと、(5)の用途変更により市が有効に使えないか及び2番の今後の稲作経営のモデルについての御質問にお答えします。

まず、現在操業している企業数と撤退した企業数ですが、分譲済みの区画は全部で64区画のうち55区画であります。そのうち現在操業しているのは、52社、操業しております。

また、これまで撤退した企業は7社ございます。そのうち、ほかの企業が入居した区画が4区画あり、現在も空き工場となっている区画は3区画となっておるところでございます。

次に、昨年、独立行政法人中小企業基盤整備機

構より買い受けた米沢八幡原中核工業団地の産業用地の面積と金額であります、9区画で合計面積が約15.5ヘクタール、取得金額は1億6,700万円であります。

次に、産業用地基金についてお答え申し上げます。

昨年、産業用地の取得のために造成した産業用地基金は、土地開発基金の資金を一旦一般会計に繰り入れして産業用地基金に繰り出したものであり、新たな負担を生じることなく資金を有効に利活用して対応したものでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、用途変更により市が有効に使えないかについてであります、そもそも工業専用地域は工業の利便を増進するため、振動や騒音など規制等が緩和されており、危険物を取り扱う企業でも周辺の生活環境に影響を及ぼすことなく安全に生産活動を行うために設定しているものであります。米沢八幡原中核工業団地も緑に囲まれたインダストリアルパークとして製造業が最適な環境の中で生産活動を行う企業を誘致し、産業集積を高めるために造成したものであります。

今回、市が取得した未分譲地は、八幡原中核工業団地内に点在しており、部分的な用途変更は既存の立地企業との周辺環境条件を抜本的に変えるものでありますし、病院など特に安全な環境を求められる施設等を建設することにより相互にデメリットが発生することが想定されることから、工業専用地域の用途変更は考えていないところでございます。

産業用地は、本市の雇用の創出と地域経済を活性化させるための安定した基盤整備を目的として取得しましたので、今後も目的を達成するため強い信念を持って企業立地に向けた誘致活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、今後の稲作経営のモデルについてお答え申し上げます。

初めに、稲作のみの法人化は成り立つのだろうかについてお答え申し上げます。

まず、法人化については、経営管理能力の向上、対外信用力の向上、経営発展の可能性の拡大、農業従事者の福利厚生面の充実、経営継承の円滑化などの経営上のメリット、また新規就農の受け皿としての地域農業としてのメリット、さらに税制、融資限度額の拡大などの制度面のメリットが挙げられます。そして、農業振興上の課題である人材の確保、農地の集積、健全な経営といった観点から法人化は有効な手だてと考えております。

また、米の生産調整については、国が直接関与する生産数量目標の配分が平成30年をめぐりに廃止される見通しとなっております。しかしながら、生産者は全国の需要見通しなどを踏まえて自身でしっかりとした経営判断や販売戦略を立てて需給調整をしていただくことが必要不可欠であると考えております。

このため、国からの生産数量の目標配分が廃止されたとしても、稲作単一経営を行う場合は、主食用米の生産のほかにおのずと加工用米や備蓄米または飼料用米などの生産に取り組んでいただく必要があると考えております。

そして、稲作単一経営では主食用米の栽培及び販売方法によって、年間を通じた作業内容と全体の収益に差が出てくるものと思われます。具体的には、付加価値の高い、例えば有機米を独自に開拓したお客様に年間を通じて販売する場合は、健全な法人経営が成り立つものと思われますが、普通の栽培では販売を米の集荷業者に委託した場合は、現行の米価水準では生産費を賄うだけの収益を確保することは困難であり、冬期間の作業も不要であるため、労働力ももてあますことになり、法人経営としては成り立たないものと思われます。

次に、家族経営ならば何ヘクタール必要かについてお答えします。

本市では、農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営の指標となる営農モデルを定めています。この営農モデルの作成方針では、基幹的農業従事者1人当たりの年間所得額をおおむね400万円とし、家族経営の場合は基幹労働者を2人として年間所得額をおおむね800万円としております。これにのっとり、稲作単一経営で主食用米と加工用米、飼料用米を生産した場合、年間800万円の所得を確保するには、水田約22ヘクタールの経営規模が必要となります。

なお、国の試算における家族経営の規模は15ヘクタールから25ヘクタールが必要とされており、いずれの例も複合経営が基本となっております。

次に、飼料用米の販売先の見通しについてであります。本市における平成25年度の飼料用米の作付面積は70.5ヘクタールで、約396トンの取り組みの実績がありました。このうち約半数、50%に当たる196トンが置賜地域内で流通されております。飼料用米は、作付から収穫までの栽培体系が稲作と同様であることから取り組みやすいこと、また今年度より直接支払交付金が拡充され、10アール当たり最大14万5,000円が交付されることから、今後も取り組みが拡大するものと考えております。

このため、本市では米沢地域農業再生協議会内に飼料米の生産を推進するためのプロジェクトチームを設置し生産から販売までを支援していく体制を整え、特に販売先については、畜産が盛んな地域でもあることから、耕畜連携による地域内での利用率向上を目指すほか、全国組織とも連携し販売先の確保に努めていきたいと考えております。

次に、兼業農家の支援育成は考えていないのかについてお答えします。

平成22年度の農業センサスの結果では、販売農家1,201戸のうち専業農家が250戸に対して第1種兼業農家が220戸、第2種兼業農家が731戸で約8割が兼業農家となっております。高齢化が

進む一方で、後継者や新規就農者がなかなかふえない現状にあっては、兼業農家が本市農業の下支えになっていると考えております。

現在、本市では、兼業農家に特化した施策はございませんが、他県の例を見ますと、規模拡大を進める兼業農家の農地集積に対する補助制度や兼業農家の参加が多い集落営農組織に対する園芸作物導入を支援、兼業農家のために農業を依頼する営農サポート組織づくりなどの事業支援を展開している自治体もあるようでございます。本市におきましても、先進地の事例を参考に研究させていただきたいと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、天然ガスパイプラインを活用した火力発電所の誘致の可能性についてお答えをさせていただきます。

天然ガスの活用につきましては、従前から県が中心になってさまざまな検討を進めてまいりました。昨今では、平成23年度に液化天然ガス利活用懇談会の報告が取りまとめられ、その後も置賜総合支庁が中心となって平成24年度、平成25年度にそれぞれ2回ずつ勉強会を開催しております。

検討の中では、コージェネレーションシステムの導入の可能性についての検討も中でなされております。天然ガスコージェネレーションシステムとは、天然ガスによる火力発電及び発電の際に発生する熱を利用し給湯や暖房に使うシステムであり、エネルギーの利用効率が高く、燃料の使用量が抑えられることや、排気ガスがクリーンであるといったメリットを有するシステムであります。

しかしながら、システム導入の検討に当たっては特に費用面での課題が大きく、御指摘のタンクローリー車で輸送する場合にあっても車両へ

のガス供給等のためのサテライト設備を建設する必要があり、発電所を含めた初期投資の費用回収には相当の期間を要するとのシミュレーションが出されております。

また、安価な天然ガスの安定的な調達、八幡原中核工業団地内の需要の掘り起こしなど課題も多く、現時点で具体的な実施に向けた動きには至っておらないのが現状であります。

なお、置賜総合支庁が中心となって組織をする産学官金連携の置賜地域低炭素社会形成推進協議会では、県のエネルギー戦略を踏まえて平成32年度までの基本方針を策定しております。その中においても、天然ガスの導入に向けた基本的な方向性が示されております。その推進方策としては、1つには勉強会、研修会等を開催し、民生、産業への活用可能性を幅広く検討していく。2つ目としては、天然ガス導入に向けた具体的な方策の検討、3つ目としては、天然ガス導入に向けた機運の醸成などを掲げております。

これを受けまして、置賜総合支庁において、総合支庁管内の市、町や商工団体等とともに過去の導入構想や将来の可能性などについて、建設、運搬コストなどの面、それから導入支援策や液化天然ガスの価格の見通し、地域導入に参考となる事例等についての情報収集と情報交換を継続的に行っていくというふうに伺っております。

本市といたしましても、これらの動きに注視をしながら、今後とも県と一体となって検討を続けさせていただきたいというふうに考えております。

なお、市が電気事業者となって直営で行っていくということについては、こうした課題が今の段階では相当大きいことから考えていないところであります。むしろ具体化の動きが見えてくる中で、導入のための支援のあり方を検討していくべきものというふうに考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 答弁ありがとうございました。

それでは、第2の質問をさせていただきます。

今の答弁で、八幡原工業団地から撤退した会社が3区画ほどあるということですが、固定資産税などはどうなっているのでしょうか。お聞きします。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 資料等ちょっと持ち合わせておりませんので、わからない状態でございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） それでは、後から調べて教えてください。

それでは、今、米沢の工業出荷高が以前に東北2位だか3位だったということがありましたが、現在はどのような位置にあるのでしょうか、ちょっと教えてください。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 工業統計、直近の結果では、東北で第6位というふうな位置づけになってございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） それでは、わかりました。

それでは、時間もありませんので、今のヘリポートの脇に下水道の残土を埋めているところがございます。3ヘクタールほどあるということで、前議長の佐藤元議員がパークゴルフ場をつくってもらいたいということで要請をされておりましたが、その後どのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 今御質問のパークゴルフ場につきましては、多分先月のうちに、その整備につきまして委託業者が決定しまして、いつまで整備するのかはっきり覚えておりませんけれども、業者が決まりまして整備する段階になって

いる状況でございます。工事の整備をするという状況になっております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） あの遊水池ですか。それとも、今、八幡原公園につくっているパークゴルフ場ですか。どちらなんですか。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 済みません。勘違いして申しわけございません。遊水池でないところのゴルフ場でした。パークゴルフ場の件に関してちょっと御答弁させていただきまして、勘違いしまして申しわけございませんでした。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） ちょっと勘違いなされているんじゃないんですか。あの八幡原公園内には、去年ですか、パークゴルフのホールだけをつくっておったようですが、最近見てみますとまだなかなかホールもちゃんとできてないし、公園内のあれはまだまだできる状態ではありません。それから、遊水池はまだ残土が入っているというか、まだまだ全然工事に入ったとは、まだ残土の埋め立てが終わっていないんじゃないんですか。その辺ちょっと教えてください。

○島軒純一議長 ちょっと整理した中できちっとお願いします。細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 済みません。そのことに関しまして、今資料持ち合わせておりませんので、資料を確認して後で御説明させていただきたいと思います。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） わかりました。後からゆっくり教えてください。

それでは、時間もありませんので別の質問に移ります。

故元大平総理の人口20万都市構想は、兼業農家を育成しようというのが想定であります。専業のみ育成すれば、地域は崩壊すると私は思います。今、専業農家でなかなか、後継者はいるん

ですが結婚できないのは専業農家の方です、本当に残念ですが。

それで、まず八幡原工業団地に勤めながら、八幡原でなくてもいいと思いますが、兼業農家をやって、そして定年後は専業に移ると。こんなパターンもあっていいんじゃないかと思いますがどうでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 まずは、今後稲作だけの農家は減少するだろうなというふうに思っておりますが、規模拡大も進んでいくことが予想されます。農家には跡継ぎの問題もございます。深刻に後継者育成を考えていかなければなりません。農業に従事する年齢も高齢化して大変厳しい状況にあると考えております。今後の農業は、稲作だけでなく付加価値を高めた農産物の6次産業化というふうな取り組みもあわせて、最終的には専門的な農家になればなというふうな気持ちも持っているところでございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番(佐藤忠次議員) なかなか机上プランだけではうまくいかないのが農業経営です。六郷地区も、あそこは米作の単作地帯です。六郷地区の私の友達でなかなかまだ後継者が結婚できない方が数多くいられるということを聞いております。そしてまた、私の地域にもそういう農家がございます。全く残念でございますが、やはり若いときは旅に出すというときもあります。いろんな会社に勤めて、そこで結婚して、そして60歳、定年になったならば農業を、退職してやるというのも一つの方法ではないかと、私はそんな考えを持っております。

最近、さっきも申しましたが、私の地域で80歳になる人が5月中旬に亡くなりまして、6町歩近くを返されまして、私も本当に苦労しました。その中で、やはり助けてくれたのが兼業農家なんです。勤めながら、それじゃあ直まきでやってみようということで、発想の転換で彼はやっ

てくれました。4町歩ほど直まきをしております。そんなことで、彼はやはり八幡原工業団地に勤めているんですが、定年になったら農業やりますというようなことで、本当に意欲的でございます。そんな例もございますので、ぜひ兼業農家をうまく使って、そして田園都市構想をもう一度復活させようではありませんか、米沢は。こんな八幡原工業団地もあるのでぜひ、そんなことを私は考えております。もう一度何かあったならば、意見を聞かせてください。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 先ほど壇上でも申し上げましたが、本市の兼業農家は約8割を占めているというふうに思っております。兼業農家に特化した施策自体は現在持ち合わせてございませんが、やはり先進地事例等も参考にしながら、より兼業農家が成り立つような施策を講じていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番(佐藤忠次議員) それでは、4年後には減反政策がなくなるわけなんです。水田に復元できないような牧草地、それから果樹園などの取り扱いはどうなるのでしょうか。ちょっと教えてください。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 大変難しい課題なのかなというふうに思いますが、やはり高齢化もしてきますと維持管理がかなり大変つらくなってくるものと思われまので、そういった事例が出てきた場合については、周りで協力し合いながらの農家一丸となった体制づくりが必要なのかなというふうに考えておるところでございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番(佐藤忠次議員) 全然ピントが合っておりませんが、とにかく今、農家、減反してすぐ復元されるのは本当に一部分です。そんなことで、酪農もやはり支援していかなければならな

いし、それから果樹農家も支援していかなければと思いますので、これは米沢市全体としての考え方というものをまとめながら支援していかなければ、本当に農家なんていうのは減びてしまいます。どうかそんなことで、また改めて質問はしますが、時間ないので質問を変えます。

介護保険が各市町村で差があるということは、本当に残念だと思います。市長もさっき答弁していただきましたが、せめて2市2町ぐらいは広域化できないものかどうかお聞きします。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 介護保険の全般の広域化につきましては、先ほど市長答弁申し上げたとおりでございます。私どものほうでも、この区域、2市2町についての状況を調べておりますけれども、やはり先ほどの答弁でも申し上げましたように、米沢市、なかなか充実しているのではないかなと。地域内で比較すれば充実しているほうというふうに考えております。したがって、やはりこういったところに基準を合わせていくというふうになりますと、そうした場合、他の自治体のほうからの御理解が得られるかというところが大きな課題になるのかなというふうに思いますので、やはり先ほどの市長答弁にありますように、現在のところそれぞれの市町で単独で保険事業を推進していくのが妥当ではないのかなというふうに今のところは考えているところです。（「ありがとうございます」の声あり）

○島軒純一議長 以上で10番佐藤忠次議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、ポポロビル用地への交流広場建設計画における問題について外2点、7番鈴木章郎議員。

〔7番鈴木章郎議員登壇〕（拍手）

○7番（鈴木章郎議員） 私から、3つについて御質問をいたします。

改めて質問の前に、「政治家」に対して「政治屋」という言葉があります。政治家とは、おのれを捨て、世のため、人のために働く人のことを言いますが、一方、政治屋とは、公の利益よりもおのれの欲望を目指すためのひきょうな人種のことを言います。図書館問題からかいま見えた安部市長の行動は、次第に後者の政治屋の傾向が強まってきていると言わざるを得ない残念な状況になってきていると思うのであります。

長期政権から生まれるしがらみや利権を断ち切り、クリーンで風通しのよい市政を目指して就任されたはずであります。いつの間にかしがらみや利権に取り込まれ、私欲のために権力を振りかざす今の安部市政の姿は、10年前は誰が想像したことでしょう。安部三十郎市長が安部三十郎個人の思い入れを実現させるために、市長の権力を行使していると思えないのであります。

あなたは、図書館建設を公約に挙げて当選したのであるから図書館建設の正当性を主張してこられました。が、そもそも市民は、図書館建設を望んであなたに投票したのではなく、8年間の戸別訪問の執念と当時の市政の批判が投票しただけであることを認識すべきであります。

質問に入らせていただきます。

1つ目のポポロビル用地への交流広場建設計画における問題についてお伺いいたします。

平成25年1月28日から2月22日までの日程で各コミセン17会場において市民への説明会では、

現まちの広場に平成26年度までに新文化複合施設を整備し、テナント問題解決後にポポロビル跡地に新たな「まちの広場」を整備すると印刷物の資料をもって市民に説明しており、このことは我々議員も新文化複合施設建設費予算承認の合意事項であります。

平成24年5月8日にポポロビル側は、モンテローザに対し立ち退きを求める訴訟を山形地方裁判所米沢支部に問題解決策の一手段として提訴したが、約2年間、訴訟が行われたが、ポポロビル側は、ことしの2月28日、裁判所に取り下げ書を提出し、モンテローザ側は、3月5日、取り下げに同意したことにより訴訟は終結したところであります。

ポポロ側が訴えを取り下げたのであれば、当然にして第2の問題解決策を検討すべきではあるが、裁判取り下げ後3カ月も議会になぜ報告がおくれたのか、また今後市としてはどのような対応、対策をとっていかれるのか、お伺いをいたします。

2つ目の西條天満公園の利用状況について御質問いたします。

総事業費2億8,000万円で整備された西條天満公園の完成から今日までの1年数カ月に、中心市街地活性化にこの公園を役立てるための具体的な策はどのようなものであったのか、また利用人口はどのぐらいあったのか、お伺いいたします。

3つ目のNHK米沢ラジオ中継放送所の移転についてお伺いいたします。

平成24年6月において質問した際に当局の答弁では、長年にわたり本市を初めとする周辺市町へ良好なNHKラジオ電波の送信をいただいていた施設ではありますが、時代とともに施設の老朽化と景観上の問題、さらには当該地の利活用の課題から、過去にも何度か移転についてNHK側と協議を行ってきた経過がありますが、移転費用については原因者負担の原則として、

本市としては負担が大きいことから、これまで断念したところではありますが、一方で、施設が老朽化してきたことから、近々コンパクトな施設に改修したいことの意向がNHKから示されましたので、再度移転について協議を始めたという段階でありますと当時答弁されましたが、その後2年間、NHK側といつ、誰と、何回協議なされたのか、またこの間に具体的な移転の候補地はどこなのか、お伺いいたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの鈴木章郎議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、西條天満公園の利用状況についてお答えをします。その他につきましては部長よりお答えします。

昨年度の西條天満公園の利用状況であります。昨年4月下旬の開園から本年3月までの1年間で2万7,900人の利用がありました。その主な利用内容であります。市民納涼盆踊り、夏祭り、ジャズダンス、産業まつり、雪灯籠まつり協賛イベントなどになっています。

今後の利用促進についてですが、ことしの4月に芝生の上で論語教室が開かれ、子供、大人合わせて40名ほどの参加がありました。秋には芋煮会と歴史観光を組み合わせたイベントも予定していますが、これらは公園の存在をPRするために行うものです。このようにして、公園があるよ、一遍来てみたらというようなPRをさまざまにしていけることが今の段階で大事だというふうに捉えております。

また、昨年同様、10月には米沢産業まつりも催しますが、昨年は鎮守の森や緑の芝生があってお祭りに合って雰囲気がいよいという声も参加者の方からお聞きをいたしました。

また、西條天満公園については町なかにあって、行ってみますと高齢者の方があずまやで憩っていらっしゃるとか、あるいは子供たちが自転車

を乗り回して遊んでいるとか、そういう町なかの市民の憩いの場になっている。また、詳しくは申し上げませんが、歴史のいわれが深くて観光スポットになり得る。また、今申し上げましたように、鎮守の森としての緑地が広がっているなどの条件を考えますと、町なか公園としてこれから重要な役割を果たしていくことのできる可能性が十分にあるものというふうに思っています。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 それでは、最初に、私からポポロビルの訴訟関係の経過についてまず御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

この裁判は、ポポロビルの所有会社が原告となって、賃貸借契約期間が過ぎているにもかかわらず退去に応じてもらえないテナント1社に対して、建物明け渡しを求めて平成24年5月8日に提訴されたものであります。

その後、訴訟は約2年間にわたり非公開による13回の弁論準備手続によって進められてまいりました。しかしながら、ビルの明け渡しに伴う補償金額の主張に相当の開きがあり、このまま裁判を継続しても解決のめどが立たないことから、ビル所有会社は一旦静観したいとして本年2月28日に裁判所に訴訟の取り下げ書を提出し、テナント側も訴訟取り下げ同意書を3月5日に裁判所に提出し、3月7日に受理されたとのことでありました。このことによって、ビル所有会社とテナントの権利関係につきましては、法的には提訴以前の状況に戻るため、テナントは賃貸借契約により営業を継続するという状況になっているところであります。

一方、本市には3月の中旬にビル所有会社から解決のめどが立たないことから訴訟を取り下げるといった方向性についての電話連絡をいただい

ており、その段階ではまだ確定したものではないというふうに理解し、公表については原告、被告の利益に影響を与えるおそれがあるため、訴訟の取り下げの正式な報告をいただくことを待って、その時点で経過や今後のことを含めて確認を行ってからというふうに考えていたところであります。

しかしながら、5月の中旬に報道関係者からポポロビルの裁判が終了しているのではないかとというふうな取材を受けまして、直ちにビル所有会社に問い合わせを行ったところ、訴訟の取り下げ申請については代理人弁護士に任せているということであり、正確な期日等が把握できないというふうな状況でありました。その後、5月21日にビル所有会社の代表の方に御足労いただいて直接面談をした上で事実関係の確認を行うとともに、代理人弁護士のほうにも別途法的な考え方などについてお伺いし、ただいまお答えをした内容のとおり確認させていただいたところであります。

さらに、ビル所有会社から市への報告については、訴訟取り下げ後においても供託金等の処理を初めとするさまざまな事務が残っていたことから、その事務処理が終わった段階で市への報告をする予定にしていたとのことでありました。

本市においても、もう少し早い段階で事実関係を当方から行い、議会への報告と説明を報道に先んじて行うべきであったというふうに考えているところであります。

次に、文化交流ゾーンとして今後どのように計画を進めていくのかという御質問でありました。

新文化複合施設建設地、それから既存の市民文化会館、ポポロビル敷地、さらには駐車場を含めた一体の区域を新たな魅力を持った都市機能の充実を図りながら文化交流ゾーンとして整備を行い、交流人口の拡大を促進させながら中心市街地活性化を図っていくという基本的な考えのもとに中心市街地活性化事業を推進している

ところであります。

ポポロビル敷地の取り扱いについては、ビル所有会社と米沢市とのビル用地の取り扱いに関する覚書において、その前提条件として、テナントが撤去した場合というふうに定めておりますが、今回のビル所有会社とテナント側との訴訟の取り下げの事実をもって、この前提条件が完全に否定されたわけではないというふうに捉えております。

また、ビル所有会社も本市の中心市街地活性化のために覚書に基づき協力するという考え方については変わっていないということも確認しておりますので、現時点では覚書は有効に継続しているものというふうに考えております。

このことから、文化交流拠点ゾーンの一角をなしているポポロビル敷地は、中心市街地活性化を進める上で大変重要な場所であるというふうに捉えておりますので、今後もポポロビルとテナントの推移を見るとともに、継続的にビル所有会社とも情報交換を行いながら、覚書に基づく広場整備を基本に据えて、その活用策の可能性を探っていきたいというふうに考えております。

それから、3つ目の御質問でありました平成24年6月の議会以降、NHKとラジオ放送局の移転についてどのように進めているのかというふうな御質問に対してお答えさせていただきます。

まず、そのきっかけといいますか、第1回目の協議は、一昨年の平成24年5月14日に米沢市役所においてNHK山形放送局の技術部の担当の方にお越しをいただいて、中継放送所の移転の可能性と費用負担の考え方について最初の打ち合わせをさせていただいたことからスタートしております。

5月30日には、山形市にありますNHK山形放送局に出向きまして、その場では、移転の可能性を判断するためには相当の期間をかけて電波の送受信状況を測定する必要があるというふう

なことをNHK側から御提示がありまして、こちらとしても了解をしたところであります。

また、費用負担については、NHK側からは移転を要望する側に原因者負担ということで求めているというふうな基本的な考え方が示されたところであります。具体的な費用についてはNHK側からは明示ができないということでありましたので、市のほうで事業者のほうから、概算ではありますが同程度の場合にどうなるのかというふうな見積もりをさせていただくことにいたしました。

6月7日に仙台の事業者のほうから、現在の米沢中継所と同機能の設備を有しての移転費用について概算見積もりを依頼し、1カ月後にその答えをいただいたわけでありましたが、約1億6,000万円程度の費用がかかるというふうな見積もりを頂戴いたしました。

これを受けまして、7月19日にNHK山形放送局の技術部の方に市役所にお越しをいただきまして再度協議をさせていただきました。その席でこの見積もりを提示するとともに、既存中継所の改修工事を契機に移転を含めた今後の方向性について探っていくということで確認をさせていただいたところであります。

なお、局舎の改修工事については、当分の間、応急措置に変えて本格的な改修については一時凍結していただくということにさせていただきました。

また、本市としての移転の要望をより強くNHKのほうに伝えるために、8月22日にNHK山形放送局長宛てに市長名で要望書を提出させていただきました。その2日後であります、8月24日には、この要望書は東京のNHK本部のほうに移されまして、NHK全体の課題として認識されることになったわけであります。

9月20日になりますが、4回目の打ち合わせを市役所で行っております。これからの手順について、段取りについてここで打ち合わせをさせ

ていただきました。

まず、1点目は、米沢市の視聴者に現在と変わらない状況での放送を続けるための電波の確保ができるかどうか、技術的な調査を市内の40カ所から50カ所程度で行い候補地を絞っていきましょうということで確認いたしました。

また、その結果によっては出力の変更が必要な場合が生じますが、そうした場合には総務省を経由して近隣の外国諸国との国際的な了承を得る手続が必要になりますよということも提示いただきました。その上で、こうしたことを進める中で予算的な裏づけを双方で整理していくということで、手順としては合意させていただきました。

電波の調査であります、以来1年以上、昨年の11月まで続けられました。NHK側からことしの3月までにその分析と検討を行った結果について、ことしの4月24日に報告を受け、改めて協議を行わせていただきました。これが5回目の協議となります。

報告の内容は、移転先の理想としては、極力現在地の近隣が望ましいということでありましたが、用地の確保の面から仮に現在地より5キロメートル以上離れたところを想定した場合は、出力は現在の5倍から10倍に引き上げざるを得ないと。現在の周波数を変更しなければならなくなった場合については、先ほど申し上げましたとおり、諸外国との調整が必要になると。それから、それに伴いまして、1キロワットでの出力とした場合を想定しますと、その設備が相当程度大型化し経費が大きくなるというふうな仮の試算の報告がございました。概算ではありますが、先ほど現状と同じ場合は1億6,000万円程度というふうに申し上げましたが、1キロワットの出力、高出力で整備をする場合は4億円程度の費用が想定されるという提示がございました。

この報告を受けまして、本市としてはどの程度

の費用負担が可能なのかどうかということもある一方で、現在の中継所にもっと近い場所、いわゆる半径5キロ以内の場所で候補地を探すことができないかどうかも含めて再度検討させていただいているところであります。

なお、費用負担の合意までこぎつけたとしても、先ほど申し上げましたような周波数の変更が生じる場合は、最短で5年から6年の時間がかかるというふうな想定になっております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 質問ちょっと逆になるんですけども、NHKのほうから。

今回、1回目の質問で何回協議されたのかと。5回なされたと。

その次の候補地でありますけれども、今の地点から5キロ以内と。その5キロを超えると移転費用、1億6,000万円が4億円になるということでもあります。

私も結構話も進んでいるのかなと。しかしながら、そういう情報が全く入ってこなかったというところでありまして、このたび、この一番最初の取っかかりの陳情書出された各団体があるわけですね。あつたと。余りにも市のほうが行動を起こさないで山形2区の代議士の近藤洋介氏に相談をしたと。平成24年10月18日、NHK山形放送局に出向き、局長他2名と面談してもらったと。その報告ですけれども、NHKは移転を考えているとのことであつたが、具体的な話は市が交渉相手なので、これ以上は市が行うべきとの報告であつたとのことでした。

その後、陳情から2年経過したにもかかわらず、情報、その進展がなかったんでしょう。と思ったんでしょうね。そして、その陳情書の提出の有志の方々は、今度はことし3月、鈴木憲和代議士に相談したところ、NHK本社と話してみるとのことであり、その報告は山形放送局同様にやはり市とNHK側で話すべき。その後は何

らかの支援をするということでございます。

先ほど、今の現地から5キロ以内とありましたけれども、この話の中で、第1候補と言いませんけれども、大体この場所に決まるのではないのかなというところはあったんですか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 候補地については、こちらのほうでは具体的にはまだ想定をしてございません。この技術的な調査に相当程度時間を要してしまったわけでありましたが、そうした中からやはり半径5キロからはみ出してしまいますとそういう電波状況になる。特に今、現在は100ワットでの出力でやっているわけですが、夜間については相当電波拾ってまいりますので混信するというふうな状況が判明したということで、できる限り5キロ以内であれば今の出力でもできますよというふうなところまで技術的にたどり着いたということでありまして、これからそういう中で、これから先のスケジュールを短縮する、あるいは事業費自体も圧縮する必要があるというふうに認識していますので、ある意味、その近隣の場所での候補地が探せないかどうか、それをこれから検討していきたいというふうに考えているところであります。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） この話が進んで移転したと。あそこの今のある放送局を取り壊した後の米沢市の計画、そのようなものは持っておるんですか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 この移転の話は、私が担当する前からもう何十年にもわたって、これNHK側と繰り返し話がされてきたようであります。そうした中で、その跡地利用についても何らかの構想があった時代もあったようですが、まだそれはあくまでも構想でしかなかったというふうに記憶しております。私どもとしても、今現在、跡地を活用してこうしたいとい

うふうな具体的なものはございません。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 当局も、市長なんかもやはり歴史詳しいですから、あの放送局の後ろに色部長門という方の碑が立っております。あの建物の裏はちょっと見にくいんです。観光のほうでも、あれではちょっと景観上悪いのかなと。今後、そういうものありますから、その方を顕彰する館とか、そういうのも考えに入れていただければなど。これは要望をお願いしておきます。

次に、西條天満公園。先ほど市長のほうから、利用人口2万7,000人と。新文化複合施設建設に伴ってまちの広場を壊したわけですが、当初まちの広場の代替地ということで言っていました。当初のまちの広場、9万4,000人、利用人口。2万7,000人。3分の1ですよ。それくらいにぎわいをなくしたというところなんです、これは。

それで、議長から許可を得ていますので、ことしの5月4日、ゴールデンウィーク、午後2時、観光客という方は大体午後、観光地に出られる、午前中より。そのゴールデンウィークにあって、誰一人いない。2億8,000万円をかけて。当局言っていました。当初ここにも市民の方、先ほど言われました。お年寄りの方、小学生とか遊んでいると。また違った意味で、観光客をここに誘導すると、歴史のPRとして。が、このとおり。これを見て、市長、どう思われますか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 1枚の写真見てどう思うというような答弁ではなくて、では9万何千人と2万7,000人の差はどこから出ているのかというということから答弁していかなくてはならないというふうに思います。そして、今手持ちの資料があるわけでもありませんので、また別の予算委員会にでもお答えを担当部長よりさせたいというふうに思っていますが、恐らくY-1グラ

ンプリとか、あるいはそういうような大きなものが西條天満公園ではなくて河原で開かれたとかそういうことによる差ではないかというふうに思っていますので、きょうのところはそういう推定をしているというだけで、実際に担当部署のほうで検証させて、予算委員会にでも部長よりお答えするようにしたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） そのまちの広場の利用状況というこういう資料があるわけです、年間の。これを見ていればわかるわけですが、やはり観光客を誘導させると言って議会も通ってきたわけです、この建築させてくださいと。ゴールデンウィークの2時ですよ。わざわざいないところ撮ったわけじゃないです。やはりPR不足。ただ2億8,000万円かけて事業したと。そのものじゃないです、行政でするのは。その後どうするか、どう来てもらうか。

この米沢市が出しているやつとか、観光物産協会、米沢マップとかあります。開いてみると、載ってないんです、西條天満公園。本当に御努力なされているんですか。前回もですか、山田富佐子議員もこの件に関して検証どうなんだと。これからPR図っていくと。が、しかし何も無い。

大体観光客、この米沢マップ、城下町、大体この2つです。こっちは載ってない。こっちは載っています。でも、ちっちゃいですよ。やはりこういうところを当局としてどうやってPRしていくのか。ただ質問の答弁だけでなくしっかりやっていただきたい。全てにおいて載っていませんよ、西條天満公園のことは、写真つきで。これ載せるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 今後載せていくように検討してまいりたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 検討と言いましたけれども、検討なさってこの状態なんでしょう。

この武者道マップ、これ非常に目を通しますといいんです、すごく。これだったら行ってみて、天満公園行きたいなど。が、しかし駅のアスクにこれないんです、もう。あとほかに置かれているところもあると思うんですけども、これ多分自主事業だと思います。これに対して、本市としては、補助的なものを出しているとか、これから出そうとするのか、お伺いします。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 そのパンフレットについては、たしかNPO法人がつくった、むしやみち歩き隊がつくったやつですよ。私も見て承知はしております。

このむしやみち歩き隊の活動については、昨年度市民公益活動事業費補助金、こちらのほうの御支援も申し上げた中で、直接そのマップに結びついているわけではないんですが、そうした行政側としての支援もさせていただいております。

それから、今年度から予算化をさせていただいたのですが、この歴史公園、西條天満公園と武者道などを生かした交流イベント、市民団体の手挙げ方式になるわけですが、アイデアがありましたならば一定の補助、3分の2で50万円の枠でございます。予算的には総額として100万円確保しておりますが、こちらのほうの補助事業、補助メニューを使っていただきながら支援をさせていただきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 市長は、11年前、トップセールスマンとして企業誘致を行うと公言いたしております。しかしながら、11年たっても現在なかなかその成果が上がっていないところでございます。11年たってもだめなので、だめな

ものは何年たってもだめであるということの実証だと思っております。現在の図書館を見れば、新文化複合施設ができれば活性化するということは、私はずっとそんなことあり得ないと言ってきました。現在の中心市街地は、ポポロビルのテナント6店舗が退去し、最近は民間の老舗2店舗が店じまいするさんざんたる状況の中にあるところでございます。早急にこの西條天満公園を生かした流動人口増の対策を立てる必要があると思うんですけれども、当局のお考えをお聞きます。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 先ほど御紹介した一つのメニューがあるわけでありますが、これやはり全庁的にさまざまな市民との協働というふうな格好で、あそこの利活用によってにぎわいができるような一つの方策を探っていく必要があるというふうに思っております。ひとり企画のみ、ひとり都市計画のみということではなくて、全庁的に利活用が図られるような方向で今後進めていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） わかりました。

次に、ポポロビル用地についてお伺いします。

ポポロビル用地取得については、どうするかは官である米沢市と民であるビルのオーナーの交渉事で、すなわち官と民の問題なわけです。官と民の問題であった先にモンテローザがあるわけです。市は関係ないわけです。官と民、これをいつから民民の問題と変更になったのか、お伺いします。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 おっしゃるストーリーといますか、意味はこういうことでしょうか。確認をさせていただきますが、まずポポロビルのオーナーが市の活性化に対して協力をしたいということからスタートしてポポロビルの会社と米沢市が最初にこの計画をつくってきたので

はないかと。まさにそれはおっしゃるとおりであります。ただ、その前提としては、そのビルに入っておりますテナント、その関係を全てきれいにいただいた後に市として活用していくという方向でその計画自体が進んでいったわけでありますので、そのテナント関係についてはやはり民間と民間の関係の間の中で整理をしていただくというのが前提となるわけであります。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 前回もモンテローザが立ち退きを拒んでいることを議会に隠した。隠蔽し、議会への報告がおくれたと言ひわけをしたところでありますけれども、その責任をとる格好で、市長はみずから減俸と市民のための広報誌を用いての市民へのおわび、また議会に対しては、問題が生じたときは情報収集に努め、今後報告は密にすると述べられたにもかかわらず、今回またも官と民の問題を民民の問題と責任を逃れて議会に報告を行ったわけです。民民の問題だからということは、私は詭弁だと思います。これはもうあくまで最初官と民です。米沢市とポポロオーナー。

私、すごく疑問というか、ちょっと思うんですけれども、この問題出たときに、まちの広場の埋蔵物、ケーシング工事の予算云々、ちょうど審議あったところでございます。このことがあったから、この問題取り下げの部分を隠していたんではないかと。その問題に取り下げがまた出てくれば、またそこでストップしてしまう。そのような考えで隠蔽した、報告がおくれたということはないですか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 繰り返しになります。先ほども答弁をさせていただきましたが、3月の中旬に、たしか3月14日だと記憶しておりますが、ビル会社のオーナーのほうから、過去形の話ではなくて方向性としてそういう連絡を受け

たところであります。後日詳しい報告があるものというふうにそこで判断をさせていただいてこの事態に至ったということでありましたので、御理解をいただきたいと思います。そういうふうな隠蔽といいますか、そういうことは一切ございません。

確かに報道によって私ども確認をさせていただくというふうな事後に回ってしまった点についてはやはり反省すべき点はございますので、今後より一層注意を払いながら仕事をさせていただきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） これ2回目なんです、報告おくられているの。1回目、ポポロとテナントがもめていることを報告がくれた。その反省をもって、当時何か問題起きたときは情報の収集に努めて議会のほうには今後密にするとやっているわけです。当局はちゃんと、この取り下げ、市では3月中にそのような流れになっていると知っていたわけです。知っていたわけですよ。1回目のあの反省は何だったんでしょうか。生かされてないですよ。どうですか、その点は。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 実は、これは裁判、訴訟の事案でございますので、間違いなくその事実関係として取り下げましたということを確認をもって公表につなげていかないと、その原告、それから被告の双方の利益に関係する部分でありますので、慎重に取り扱いをさせていただいたということでもあります。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） この2カ月以上も黙っていて議会に報告を密にすることに反したわけがあります。この責任は大変重いと思いますけれども、このたびの件に対して、どのような責任をおとりになるのか、とろうとしているのか、お聞きいたします。

○島軒純一議長 市長。（「行政のトップ、市長でしよう、責任」の声あり）

安部市長。

○安部三十郎市長 今、部長が答弁いたしましたような経過ですので、特別責任云々というような範疇のものではないというふうに思っています。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） このたびの報告がくれたことは、市長に責任はないということで承りました。

先週、6月9日、会派ごとに回覧として安部市長を被告とする裁判の内容が要望書として提出されたところです。内容を見ると、まずモンテローザは立ち退く意思はなかったこと。次に驚いたことに、市はポポロビル側と用地提供の期日を決めていなかったこと。そして、ポポロ側は、土地建物の無償譲渡が最終合意と答えておりますが、平成23年9月議会における質問において、地権者側に建物を取り壊していただき、市が更地で購入するという内容が今までの流れを踏まえた最終合意事項であると答弁されました。このことを踏まえて、用地提供の期日を決めておられたのか、おられてなかったのか、お伺いいたします。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 ポポロビル会社のほうとは、私どもとしては協力関係の確認をさせていただいているにとどまっております、何月何日をもって明け渡しをお願いしたいというふうな具体的なそういう細かい取り決めといいますか、そういうお約束はしてございません。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） この覚書があるわけです。覚書もきちんと期限を決めて、テナントが出るまでこの覚書が有効ではなく、ここは期限を決めて、例えば新文化複合施設完成までこれは有効だと。このままずっといったらこのままいきますよ、5年も10年も続けます。ならば、さ

つき部長が言った、新しいまちの広場や市営駐車場、これをあわせて一体のゾーン、交流文化拠点を整備することだと。これ進まないわけですよ、ずっと。西條天満公園できた。なぜ人來ないんだ。図書館できた。なぜ人が來ないになってくると、その一つの一体のゾーンでないとなかなか一個一個の事業では図れないと、ずっと当局言っているわけです。今後ずっとこの質問すると、まだまちの広場ができていないからと必ず言いわけになると思います、当局の。まちの広場がいいのか、また違った公共施設のほうがいいのか。これをするためにも、この覚書、一旦期限を決めてすべきだと思いますけれども、そういう考えはないですか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 この覚書であります、法律的には停止条件付契約と申しますか、こういうふうな状態が満たされた時点から効力は発生しますよというふうなスタイルの契約になってございます。こうしたものは、一般的にこういうふうな取り決めの仕方をするわけでありますので、ここに確定日がないということについては不自然ではございません。

先ほどから申し上げておりますように、この覚書自体は現状ではまだ有効に継続しているというふうに理解をしております。ただ、今御質問の趣旨は、それがいつまでなのかというところに一定の区切りをつけるべきではないかというふうな意味だというふうに思います。まだ当面は訴訟の取り下げをもって全てが終わっているわけではございませんので、しばらくはポポロビル会社とテナントの関係の推移を見ていく必要があるというふうに思っております。しかるべき時点といいますか、それがいつなのかは今ここで明言するわけにはいかないわけですが、そうした中でこの覚書について一つの区切りをつける時期が来るかどうかについてもしばらく様子を見ないと、今の段階で何年で終わ

りにしようとかというふうな考えはないところでございます。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） それで、この問題解決として訴訟したわけです。取り下げたということは、問題解決策がなくなったわけです。ただ静観している、見ているでなく、もうこれは官と民、ポポロと市です。ここでいま一度、どう解決するのか。また、議会に諮ってどうやっていくのかと。これ早急に必要だと思っております。

そのポポロ用地の譲渡について改めてお聞きしますけれども、平成21年、米沢市中心市街地活性化事業の中核事業の一つである新文化複合施設建設用地として利用するため、ポポロビルのテナントが全て立ち退き空きビルとなった際、米沢市の費用負担で建物を解体した上で土地をポポロ側から米沢市に無償譲渡する旨を合意したと。その後、平成22年8月、米沢市から建物の解体を米沢市が実施すると費用が高くなるため、米沢市中心市街地活性化事業について議会の承認を得るのは難しいかもしれないので、議会の承認を得るためにポポロ側で建物の解体を実施し、解体費用については土地の譲渡を売買とし、売買代金の土地の評価額相当額をもって充て、余剰分は米沢市に寄附するという案はどうかという打診があったと言っております。

これに対してポポロ側は、米沢市に対して、米沢市中心市街地活性化事業が進むのであれば、前向きに検討することも可能であると回答したことはあったが、当局の言った同案に同意したのでは全くないということでもあります。あくまであちらは無償。この有償、無償、どちらなんですか、これは。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 意味合い的には、地権者のほうが無償で協力をするということは一貫して変わってないところだというふうに私も認識

をしております。当初は、市が寄附を受けて、市が解体をする。これも補助の対象になるものですからそういうふうな計画をしておったわけですが、いまだかつて公共事業として箱物つきで市が寄附を受けるというふうなことは前例としてないというふうな御指摘を議会の中でもいただきました。地権者のほうでまず解体をしていただいて、その上で御寄附、協力をいただくというふうな格好にする場合に、やはり自腹で解体費を捻出するわけでありますので、これに対して報いるには売買しか方法はないわけであります。売買につきましては、評価額の範囲の中で予算確保をいたしましたが、かかった経費相当額で売買をさせていただこうというふうにしたわけでありまして、そこから利益が生まれるものではないという点では同じ意味だというふうに理解をしております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 無償譲渡と有償、お金の全然意味合い違うわけです。先ほど私申し上げた、議会の承認を得るためにポポロ側で建物の解体を実施し、解体費については土地の譲渡、売買し、その代金の余剰分は米沢市に寄附する。そういう御提案をなさったんですね、これは。そこをお伺いします。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 もちろん寄附していただきたいな話での提案はしてないというふうに思いますが、議会の議論の中で、審議の中で、私先ほど申し上げましたように、前例として箱物つきでの寄附というのではないと。これからもそういうふうな寄附の申し出があった場合はすべて今度のんでいく格好になってしまうのかというふうなところもあったものですから、ぜひ今の現在の地権者の段階で解体をしていただいてから市のほうに活用として寄附といいますか、その土地としての寄附をお願いしたい。協力をお願いしたいというふうな申し入れはこちらか

らしたわけであります。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） では、それが合意事項なんでしょうか。あつちは合意してないと言っている。それは検討すると、その部分に対しては。

しかしながら、予算通すときに、24年3月か6月、この2億数千万円ですか、土地価格、そのときは、先ほど部長が言った、これで合意したと言っておられるんです。でも、あちらは合意してない。このような提案はよろしいんですか、相手側に。

だから、私言いたいのは、米沢市が議会の承認を得るには本当に難しいので、建物の解体を実施し、解体費については土地の譲渡を売買とし、売買代金、土地の評価額の相当額をもって充て、余剰分は米沢市に寄附するという案はどうかと。そこを言ったか、言わないか、そこです。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 解体をする格好でぜひ協力していただきたいというふうなことは申し上げました。そういう話を何度かしている中での一つの方法論としてそういう方法論が出たのかもしれませんが、ただ、最終的には、売買でもって、要するに先ほど私が申し上げましたように、予算は評価額の上限を確保した上で、必要経費相当額で交渉で売買をするんだよというふうなところでの最終的な合意はいただいております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） だから、合意してないというんです、あつちは、その売買で。あちらはあくまで無償譲渡。あちらが言っているんですから、きちっと。準備書面等でも言っています。これがまかり通って、こんな提案したのであれば、これ自体、議会制民主主義を侵害する大問題です、議会通すために。これはおかしいでしょう。

どうも今後において、この用地譲渡に対して、

出発点が間違ってますから。今後テナントが出た。じゃあ話進めましょう。あつちとはにかく無償譲渡だと。市の言っていることは、じゃあそういうことも検討しましょうと言っているだけです。あくまで無償譲渡。先ほど言ったか、言わないと、私ちょっとわかりません。議長を通して、あちらのポポロオーナー側、この参考人招致をお願いしたい。この検討をお願いしたいんですけどもどうですか。

○島軒純一議長 検討することにします。

どうぞ、鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） これは言ったか、言わないと。やはりあちらのことも聞かないとわかりません。これは今後大きな交渉事ですから。

先ほど私言ったとおり、これ言ったんですよね。あちらは言っているんですから。これは認めないわけですか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 済みません。何度も繰り返すことになるわけですが、解体をぜひ地権者のほうでやって、その上で協力していただきましたというふうな打診はもちろんさせていただきました。最終的には、それは売買というふうな格好で清算をさせていただくことになるということは申し上げました。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） そこは議長のほうに申し入れ、参考人招致と。そこからなればまた変わってくるわけですが、今までのこの関連のごたごた、もう全国見てもないんでないですか、市長。この問題に対して減給2回等云々。私たちも市民の声を届けるということも仕事です。来年は、市長、改選であります、市長選。市民の方は、もういいだろうと。もう市長選には出ないでいただきたいと言ってくれと。あえて市民の声を言わせていただきます。

市長は、来年、出馬する、しない、それは本人ですから。が、しかしもう次のリーダーにこの

市政を任せるべき。市民の声は上がっております。このごたごた続きで、本当にこの市政は大丈夫なのかという声であります。この声に対して、市長、何かありましたら。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 物事は多面的でありますし、市民の方々は考えをそれぞれにお持ちですので、さまざまな御意見はあるというふうに思います。

○島軒純一議長 以上で7番鈴木章郎議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

~~~~~

午後 2時09分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、高齢者が安心・安全な生活を送るために外1点、5番山田富佐子議員。

〔5番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○5番（山田富佐子議員） 皆さん、こんにちは。公明クラブ、山田富佐子です。

本日も市民の皆様は傍聴に来ていただき、本当にありがとうございます。

今年度最初の6月定例会ですが、この1年間は議員任期最後の1年です。今、市民が行政や議員に望むことは何か。米沢にとっての最重要課題は何か。市民目線の市政になっているか。そして、今まで提案してきたことをさらに深く掘り下げ再提案し、結果を出す1年に、また目の前の一つ一つの課題に真摯に取り組む1年に、そして議員としての使命を果たす1年にと決意し、本日13回目の壇上に立たせていただきました。

行政当局の皆様におかれましては、二度、三度の繰り返しの答弁となりますが、誠意ある態度での御答弁をお願いいたします。

質問に入ります。

1、高齢者が安心・安全な生活を送るために。

本市の地域包括ケアシステムの取り組みについて伺います。

日本は、諸外国に比べ例を見ないスピードで高齢化が進んでおります。65歳以上の人口は約3,000万人を超え、この状況の中で団塊の世代約800万人が75歳以上となる2025年には、未曾有の超高齢化社会を迎えます。そのときに、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、また介護が必要になっても自分らしい生活、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるようにするために、住まい、医療、介護、予防、生活支援などのサービス体制を構築することが必要となってきます。まさに一人一人の状況に合わせた切れ目のない支援体制の確立が重要となるわけです。

「地域包括ケアシステムの構築」とは、地域をマネジメントすることです。地域の人口構成や、またどのような生活を望んでいるのか。誰と暮らすのか。そのためにどのような福祉や生活支援が必要なのか。そして、「本人、家族の考え」、そしてそれを支援する「行政の方針・行政の覚悟」が大事だと思います。そのためには、高齢者実態把握やニーズ調査・課題分析が重要ですが、本市のケアシステムの取り組みについて伺います。

また、システム構築の今後の方向性についてどのように考えておられるのか、伺います。

次に、認知症対策について質問いたします。

今、高齢化が進むにつれて早急に取り組む必要があるのは、先ほど申し上げた地域包括ケアシステムの構築と認知症対策です。本市においても高齢化が進み、高齢者のひとり世帯や夫婦のみ世帯が増加、ますます認知症など病気の発見のおくれ、ケアのおくれも懸念されます。

厚生労働省の研究報告では、国内の認知症高齢

者は462万人、その予備軍とされる「軽度認知障がい」の高齢者は400万人、合わせて860万人と推定されます。実に高齢者の4人に1人となり、この数はさらにふえると予測されています。

4月と5月にNHKのニュースや特集で報道された認知症の番組、皆様もごらんになった方いらっしゃるかと思います。認知症の行方不明者が7年ぶり、また18年ぶりに家族と再会することができたというニュースは大変驚きでしたが、これは氷山の一角にすぎないと思います。

山形県では、昨年、2013年1年間で認知症行方不明者は119人、うち無事に発見保護された方は94人でした。また、自力での帰宅者は10人、残念ながら死亡状態で発見された方は15人となっています。また、一昨年の2012年の届け出から、今現在も1名の方の行方がわからないとのことでした。

本市の認知症高齢者の人数について伺います。

次に、認知症対策の一つである認知症サポーター養成について質問いたします。

2004年12月「痴呆症」の呼び名から「認知症」に改まりました。これを契機に多くの方が認知症を正しく理解し、安心して暮らせるまちをつくるため、普及啓発のキャンペーンの一つとして認知症サポーター100万人キャラバンがスタートしました。認知症サポーターの養成は、認知症を理解し、認知高齢者とその家族の相談に乗り、地域で、在宅で安心して生活できるよう支援を行う応援者です。

本市の認知症サポーター養成後の活動がいま一つ私にはイメージできません。一昨日の小久保議員の質問と重複しますが、養成を始めて5年が経過しました。他市に比べ少ないながらもサポーターはふえています。しかし、サポーターになられた方は、今どのような活動をされているのでしょうか。という私も、実は5年前にサポーターになり、これがオレンジリングです。

その後、行政からの具体的な普及・啓発活動についてのアクションはありませんでした。本市は、認知症サポーターの養成をいつまで、また養成人数の目標、そしてサポーターの今後の活動についてお伺いをいたします。

次に、認知症対策の中で、認知症の前兆サインを見逃さず、早期に発見、少しでも症状の進行をおくらせるために、受診につなげ、薬の内服や生活スタイルの変更などの対策が最重要です。家族が、または自分も認知症と思ってもなかなか受診や相談に行けない方がたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。全国各自治体では、既に早期発見の取り組みが進んでおります。

東京都国分寺市では、先月の末に市のホームページに、早期発見のための「認知症チェッカー」を掲載いたしました。これは、パソコンや携帯電話、スマホで簡単に認知症チェックができるものです。家族・介護者向けには「これって認知症?」。そして、御本人向けは「私も認知症?」。これは日本で初めての導入であり、チェックした後、結果とともに相談先や制度のリストが表示され、本人、介護者がひとりで悩まずつなげる、つながることができるシステムです。

また、物忘れ相談プログラムは、鳥取大学医学部で開発し、岩手県奥州市、秋田県大仙市、川崎市、鳥取県琴浦町などで実施されております。本市でも早期発見、治療につなげるために対策に取り組んでいく必要があると考えますが、今現在どのような対策をされているのかをお伺いいたします。

次に、高齢者等雪下ろし助成事業の手續変更後の評価についてお伺いをいたします。

私は、昨年12月の定例会で、雪下ろし助成事業について質問をいたしました。部長からは、「この助成事業は今年度からのこれからの事業のため、今後利用者からの聞き取り調査を行い今後に必要な支援を行います」との回答をいた

しました。冬目前の12月定例会では遅かったと反省し、今回は手續変更後の評価も含め早目に質問をさせていただきました。

3年続いた大雪に比べ、今冬は幾分雪が少なく、雪おろし回数も少なかったと聞いております。具体的には、雪下ろし援助員派遣事業から助成制度への変更により、1回の手續で登録・助成金の申請が済み、近隣住民による雪おろしも助成の対象となり、また雪おろし業者を変更しても変更手續が不要となりました。高齢者等雪下ろし助成事業は、冬でも住みなれた自宅で安全に生活を送っていただくための高齢者や生活弱者を守り、手助けをする大事な事業だと思います。手續の簡素化、そして近隣住民にも雪おろしを頼むことができることになり、豪雪地帯の米沢においては、共助、そして地域づくりの観点から大変よいことであり、大いに評価できるものと思います。

手續が簡素化されたことが大きくクローズアップされております。しかし、この変更には大きな盲点がありました。今までは、例えば1回の雪おろし代の費用1万5,000円のうち、助成費の9,000円を差し引いた6,000円を雪おろし業者へ払っていました。しかし、今回の変更では、代金1万5,000円全額を支払い、その後市へ交付申請をします。利用者への振り込みは翌月の第4金曜日以降、つまり1月初めに雪おろしを行った場合には、振り込みは2月末、もしくは3月初めに助成費が振り込まれることになります。この振り込まれる間に雪が降り続くと、米沢はまた雪おろしが必要となります。また、立てかえ払いをしなければなりません。変更後、昨年度の利用者数、回数、制度変更に関する利用者の意見等、またこの事業の評価と今年度どのようにしていくのかをお伺いいたします。

## 2、子供の食物アレルギー対応について。

保育園・幼稚園・学校におけるアレルギー対応について質問をいたします。

アレルギー疾患は、国民の半数がかかっていると言われ、国民病とも言われております。食物アレルギーを持つ公立の小中高生の児童数は、この5年間で12万人増加。アナフィラキシーショック症状を緩和するためのアドレナリン自己注射エピペン®は2万7,000人が携帯しています。そして、学校内での使用者は408人とのデータが発表されております。本市の幼児、児童、生徒の食物アレルギーの現状について伺いをいたします。

本市では、昨年9月、医師会の協力を得て「学校給食における食物アレルギー対応手引き」を作成しました。それに基づき、給食の除去食、一部弁当、毎日弁当持参などが決められておりますが、この対応食の違い、基準、そして代替食について伺いをいたします。

一昨年、東京都調布市で起きた食物アレルギーの死亡事故を受け、文部科学省の有識者会議で議論され、本年3月に再発防止の最終報告が出ました。その報告書には、学校管理職が「ガイドライン」に基づいて対応していると回答していますが、食物アレルギー対応委員会の設置率が約4割、献立の個人対応プラン作成が5割と、その結果で「ガイドライン」に基づくきめ細かい具体策が行われていないと指摘しております。新入生も入り、教職員も入れかわりました。今、情報の共有を徹底し、給食の事故の防止に取り組まなければならない時期ですが、本市では食物アレルギー対応委員会は設置されているのか伺います。

先日、佐藤弘司議員と米沢市内の保育園で行っている紙芝居「食べられないよ。アレルギー」を見てきました。これは、好き嫌いではなく食物アレルギーのために食べられないということをや友達同士が正しく理解し、事故を防止する紙芝居です。また、米沢市立病院アレルギー外来を視察し、アレルギー認定医、専門医の岡田医師、看護師で小児アレルギーエデュケーターの

本間看護師に話を聞いてきました。県内でアレルギーの専門医と看護師がいるのは米沢市立病院だけで、市外や遠くは庄内からも受診されたいとお聞きし、大変心強く思った次第です。

子供一人一人のアレルギー体質を正確に把握することが対策の第一歩です。正確な情報の共有が子供を守り、職員の不安や負担軽減につながると思います。食物アレルギー指示書、診断書の提出の状況はいかがになっておりますか、伺いをいたします。

最後に、先日、新聞に高齢化が進む海沿いの町で、まちづくりが高く評価された記事が取り上げられていました。これは、「地域の課題は何か。自分は何をなすべきか。一人一人が『我が町』という当事者意識を持ち行動する。また、全戸にアンケートを行うときは、町内会の役員や住民が一軒一軒訪ねて回る。アンケートの回収率を上げるためでもあるが、最大のメリットは、そうすることで顔見知りとなり、家族や健康などの話題が気軽に語り合えるようになる。また、高齢者を孤立させないことにつながり、我が地域に責任感と信頼感が培われるのだ」と書いてありました。行政も、そして市民も、私も、この思いを大切に取り組むことがまちづくりの第一歩、そして人づくりであると考えます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山田富佐子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、本市の地域包括ケアシステムの取り組みについてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えをいたします。

地域包括ケアシステムは、支援や介護を必要とする高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる体制の構築を目指すものです。具体的には、高齢者のニーズに応じて、介護サービス、医療サービス、予防サ

ービス、住まい、見守り等の生活支援サービスが適切に組み合わせられ、入院や退院、在宅復帰を通じて切れ目なく継続的に提供されるように整備することが求められています。今申し上げた5項目が地域包括ケアの5つの視点とされるもので、その視点に基づき整備を行っているところです。

特に介護サービスの充実強化として、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの整備を、予防の推進としては、介護予防事業の拡充をそれぞれ行いました。また、生活支援サービスとしては、高齢者見守り支援事業の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努めているところです。

続いて、本市の包括ケアシステムの方向性についてお答えをします。

現在、平成27年度から29年度までの3年間の事業である米沢市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定を進めておりますが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる10年後を見据えた事業計画にしなければならないと考えています。米沢市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画策定作業を進める中で、高齢者福祉事業に関するアンケート調査と日常生活圏域ニーズ調査を本日発送いたします。

介護保険料は、申し上げるまでもなく市全体の介護サービスの利用状況や過去の給付実績、給付予測などから決定します。したがって、施設の増設や介護サービスを充実させるほど介護給付費が増加し、介護保険料が高くなることになります。

以上のことから、今述べました高齢者福祉事業に関するアンケート調査と日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえ、本市介護保険運営協議会での議論を経ながら、介護保険料の試算、パブリック・コメントの募集という手順で進める予定です。

第6期介護保険事業計画は、第5期の評価を踏

まえ、本市では特に医療と介護の連携推進、認知症施策の推進、予防の推進、生活支援サービスの充実強化というところに重点を置くべきであると考えております。地域包括ケアを推進していくためには、介護保険サービスだけでなくさまざまなサービスを充実させていくことが不可欠であります。今後地域包括ケアの5つの視点に関係するさまざまな機関との協議を経ながら、一体的な地域のネットワークづくりを推進してまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、まず認知症対策についてお答えいたします。

本市の認知症高齢者の人数についてですが、要介護認定を受ける際に提出していただく主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度の基準より日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難な方の人数は、平成25年度は3,247人で、平成24年度は3,090人ということで、毎年増加している状況であります。

次に、認知症の早期発見の施策についてであります。

認知症は、症状の進行をおくらせるために大切なこととして、早期発見、早期受診、早期治療と言われております。そのため、米沢市認知症予防対策推進協議会と協働し、毎年「認知症市民フォーラム」を開催し、市民に向けた啓発活動を行っております。

また、介護保険サービスを受けていないひとり暮らしや高齢者世帯を週1回程度定期的に訪問する高齢者見守り支援事業を実施しております。訪問員が高齢者の異変を感じた際に、事業を委託しております社会福祉協議会へ報告し、地域包括支援センターにて実態把握を行い、必要なサービスをつなぐよう対応しております。

そのほか、高齢者支援事業や愛の一声事業など

を通し、高齢者の異変に早期に気づき対応するよう関係者との連携を図っております。

さらに、地域の相談窓口である地域包括支援センターには、民生委員を初めとする関係者や医療機関、警察署を初めとする関係機関のほか、近隣住民の方からの御相談も寄せられており、その都度実態把握を行いながら対応をしております。今後も相談窓口としての地域包括支援センターの周知を行い、早期の対応が可能となるよう取り組んでまいります。

次に、認知症サポーターについてお答えいたします。

認知症サポーターは、認知症を理解し、認知症の方とその家族を温かく見守り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを住民の手で展開する運動、認知症を知り地域をつくる10カ年キャンペーンの一環として平成17年より実施されている事業であります。

本市の状況としましては、平成21年6月より認知症サポーター養成講座を開始しております。平成26年3月末現在では、サポーター1,791人、養成講座の講師役となるキャラバン・メイト50人で、合わせて1,841人です。

今後の養成人数につきましては、高齢者人口約2万3,000人の10%以上を目指し養成してまいりたいと考えております。特にサポーターにつきましては、高齢者の方が多い現状でございますので、小学生以上の幅広い年代の方に受講していただき、さらにサポーターをふやしてまいりたいと考えております。

主管の高齢福祉課では、認知症の方と接する機会が多いため、一課一改善の取り組みとして職員を対象とした講座を開始し、サポーターとして対応力の向上に努めてまいります。

今後の活動につきましては、キャラバン・メイトのネットワーク構築を行い、その後サポーターの効果的なネットワークや地域での活動のあり方についてキャラバン・メイトと協議を行い

ながら進めてまいりたいと思います。

次に、高齢者等雪下ろし助成事業の手続変更後の評価についてであります。

高齢者等雪下ろし助成事業につきましては、住宅の屋根の雪おろしなどを自力で行うことが困難な世帯に対し、家の倒壊防止、市民の安全及び心身の安定を図ることを目的としております。平成24年度以降につきましては、援助員派遣事業として雪おろしを行う事業者に対して支払いを行ってまいりましたが、豪雪の場合、雪おろしを行う時期が集中しますので、利用者が雪おろしを行う事業者を探すのに苦慮した経験があること、近隣住民の方に雪おろしをお願いした場合に派遣の対象とならないことなどの問題もあり、平成25年度より利用者が主体的に雪おろしの実施者を選択でき、利用者御自身が助成を受けることのできる制度に変更したところであります。

実績につきましては、平成24年度の登録者数は943人で、申請者数800人、支払い額につきましては1,717万円でありました。雪おろしの回数につきましては、1,914回で、1世帯当たり平均2.4回でありました。

次に、平成25年度は、登録者数は878人で、申請者数643人、助成額につきましては833万円でありました。この時期の雪おろしの回数につきましては940回で、1世帯当たり平均1.5回となっております。

平成24年度と平成25年度を比較しますと、登録者数で65人の減となっておりますが、特に平成24年度は豪雪対策本部が設置されたことを考慮すれば、平成25年度に800人を超える方に助成事業の登録をいただき、643人という多くの方に申請をいただいたことは、一定の御理解を得られているものと考えております。

また、平成25年度から近隣住民の方が雪おろし作業を実施した場合も助成対象とし、その実施件数につきましても89件であったことは、事業

見直しの成果と考えております。

さらに、制度の変更に当たり広報、ホームページへの掲載、前年度に事業登録をいただいた業者の方に対し変更について説明文書を発送するなど周知に努めるとともに、民生委員や居宅介護支援事業所などに対し、手続について利用者への支援をいただくようお願いしたところであります。

また、利用者の方が来庁された場合の窓口対応や電話での問い合わせにつきましても随時適切な対応をしております。

助成金申請手続につきましてもおおむねスムーズに行われたものと考えております。

しかし、初年度でありましたこともあり、利用者からは手続がわかりにくい、入金が遅いといった御意見も頂戴しているところであります。

また、一方で、利用者自身が雪おろし業者を自由に選択できるようになった、助成金の交付手続が一度で行えるようになった、業者の変更連絡を行う必要がなくなったなどのプラスの御意見も頂戴しているところであります。

今年度の取り組みについてであります。昨年同様、利用者の方に対する助成事業として継続して進めてまいりたいと考えており、高齢者の方々が安心、安全に生活が送れるよう、皆様方の御要望等をしっかり把握しながら事業を進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、子供の食物アレルギー対応についてであります。

保育園、幼稚園におきまして、現在食物アレルギーを持つ児童は、認可保育所に81人、幼稚園に59人の児童がおります。また、現在、給食を提供している保育所及び幼稚園での食物アレルギーのある児童の給食につきましては、かかりつけ医の診断書に基づき除去食で対応しております。そして、外注による給食提供を行っている幼稚園につきましては、あらかじめメニュー

を保護者の皆様に配付し、食材の確認を行っていただき、誤って食べることをないよう園において除去しております。

保育所におきましては、誤食による事故を避けるため、給食やおやつの提供を含め、平成23年度に厚生労働省が策定した保育所におけるアレルギー対応ガイドラインをもとに適切な対応がとれるよう各保育所で対応を講じております。

また、幼稚園におきましても、昨年度教育委員会が策定しました食物アレルギー対応の手引きなどを参考に、園独自のマニュアルを作成するなど、職員間の情報の共有化を図りながら適切な対応に努めております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、山田富佐子議員の御質問のうち、子供の食物アレルギー、特に小中学校における食物アレルギーの対応について、4点についてお答えいたします。

まず、1点目、食物アレルギーの児童生徒数についてであります。学校給食における食物アレルギーの対応の手引きにつきましては、本年度からの運用となり、その対象となる児童生徒数につきましては、小学生が167名、中学生が86名、合計253名となっています。昨年度は、小学生が137名、中学生が93名、合計230名でありました。そのうち食物アレルギーの指示書の提出数につきましては230名で91%となっており、昨年度、122名で53%の数字を大きく上回っているところであります。

次に、教職員対象の研修会についてお答えいたします。

この研修会の具体的な内容とスケジュールにつきましては、毎年5月に実施している普通救命講習会の中で、各学校より1名以上の参加を受け、エピペントレーナーを使用しながらアナフィラキシーへの具体的な対応について特別枠を

設けて実施いたしました。その後、5月から6月にかけて普通救命講習会を受講した教職員が講師となり、各小中学校で伝達講習会を実施しております。ただし、今年度は本格的対応を行う初年度でもありますことから、置賜広域行政事務組合消防本部米沢消防署と連携をとりながら、専門的知識を有する救急隊員の方を各小学校に派遣していただき直接講習をしていただいているところでもあります。

エピペン使用についてのDVDにつきましては昨年配付をいたしましたが、今年度もさらにもう1枚を全小中学校へ配付いたしました。

毎年10月に開催している米沢市医師会と市内小中高校の養護教諭との懇談会において、昨年度は食物アレルギーの手引き作成についての研究協議を行いました。本年度につきましては運用後における研究協議を行う予定であります。

次に、学校給食における食物アレルギー対応の手引き中にある食物アレルギー対応食の除去食を提供、献立によって一部弁当持参、毎日弁当持参のそれぞれの違いについてであります。1番目の除去食を提供することにつきましては、主菜等アレルギーの食物があった場合、それを除去して提供する場合であります。2番目の献立によって一部弁当持参につきましては、主菜等そのものがアレルギーで除去ができない場合に、自宅から代替品を持参していただく場合です。次に、毎日弁当持参につきましては、アレルギーの食物が多種類にわたり、学校給食では対応ができない場合で、御家庭から毎日弁当を持参していただく場合であります。なお、いずれの場合につきましても、保護者と学校側で面談等を行った上、対応を行っているところであります。

また、手引きにはありませんが、代替食につきましては、学校給食において当該児童生徒のアレルギーが入っていない他メニューの主菜等を作成し、代替品として提供を行うことであります。

す。

次に、アレルギー対応に関する校内委員会の設置についてであります。小中学校には必ず学校保健委員会が設置されており、その目的は、学校における健康に関する課題を研究協議するものとして、学校関係者、保護者、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などで構成され、その中でアレルギー対応に関する研究協議も行われているところでもあります。また、そのほかにエピペンを所持している児童が在籍している学校等を中心にアレルギー対応委員会を既に設置している学校や、給食運営委員会等を設置し誤食防止に努めるとともに、不測の事態が起きた場合に速やかに対応するべく、病院関係者や救急隊員支援のもと救急対応の訓練も実施している学校もあるところであります。

なお、学校給食における食物アレルギー対応の最終報告書が本年3月に報告されておりますので、全ての学校にアレルギー対応に関する校内委員会は設置されておりますが、先ほどお話ししましたとおり、現在はその機能を学校保健委員会で担っている学校がほとんどであります。

最後になりますが、学校給食における食物アレルギー対応の手引きにつきましては、昨年9月に作成し、学校関係者はもとより医療関係者の御協力により加筆、訂正を行いながら、本年4月に運用を開始したところです。運用を開始してから2カ月ほど経過しますが、今のところ大きな問題は起きていないと認識しております。今後とも安心、安全な学校給食を目指していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） それでは、質問を再度させていただきます。順不同になりますが、最初にアレルギー対応についてお伺いいたします。

先月27日に衆議院の本会議でアレルギー疾患対策基本法案が全会一致で可決されました。そし

てまた、参議院に送られて、今国会中には成立する見通しとなっておりますが、この基本的施策として4点、1、国や地方自治体、医療、学校関係者などの責務の明確化、2、医療体制の整備、3、教職員の研修機会の確保、4、相談体制の整備というのが盛り込まれているわけなんです、やはり保護者と連絡を密にして事故を防ぐということが大事ですが、先ほど教育長からも相談体制はきちんとされているように伺いいたしましたが、実はある保護者の方から私のところに相談がありました。

保育園、幼稚園では、きめ細やかに対応してもらった。ところが、小学校に入学したら、代替食は出せませんと言われて今までの対応と全然違っていた。保育園とか幼稚園では小学生に比べて食物アレルギーのリスクが高いにもかかわらず丁寧に対応していただいたわけなんですけれども、その逆に、学校では代替食は出せませんということで、学校の対応が、本当に目の上のたんこぶになっているような、もう本当に本末転倒なんじゃないかなと。学校により対応が違うなんていうことがあっていいのかなと私自身は思ったのですが、そういう保護者からの相談もあったのですが、そのことについては把握されていらっしゃるでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 代替食を出してほしいというお話は承っております。ただ、先ほども申し上げましたように、今、本市の小中学校で行っておりますのは、除去食と一部弁当と弁当を持ってきていただくという3つの対応です。代替食を出せば一番いいのだと私も思います。ただ、代替食を出すためには、まず給食施設を整備する必要があります。調理をするときに別の部屋だったり、別のそういった調理器具を準備しなければなりません。それから、もう一つは、人員の確保という問題もございます。それを専任で行う職員の確保というようなことも

あって、米沢の小中学校では現在は代替食ではなくて、先ほど申し上げた3つのパターンで対応させていただいているというようなことで御理解いただくようお願いをしているところです。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） それはわかるんですが、その父兄の方は、最初からもう相談も何も代替食は出せませんと、もうその一言で突っぱねられたものですから、だったらじゃあ子供を早退させますとお母さんは言ったそうです。そうしたら、わかりました。じゃあ華美な弁当は持っていないでくださいねみたいな感じで言われたと。いや、それってどうなのかなと。そこら辺は、言った、言わないのこともあるかもしれませんが、やはり親御さんもアレルギーということに対してはすごく子供さん以上に敏感になっていると思います。ましてや小学校の入学というときに、例えば小1の壁ではありませんけれども、本当にそのギャップというのはすごく大きく感じられて大変心配されたということもありますので、やはり小学校に入学するときとかそういうときというのは本当に懇切丁寧な対応、本当に相談というのも御家族とか親御さんの身になった相談という体制をぜひとっていただきたいのと、今、土屋部長のほうからもお話がありましたが、やはり代替食をするためには調理場の整備とか、また栄養教諭の配置とかも、本当に予算とかもあります、大変かとは思いますが、でもやはりこれからどんどんこういうアレルギーの子供さんがふえてきているわけです。そういうふうな考え方ときには、やはりそういうのを今後予算として考えていくとかいろいろ工夫していかなければならないのではないかな。もう代替食は出せないではなくて、少しでも出せるような方向。学校給食というのは食の大切さを学ぶわけですので、そういう観点からもやはりそういうことを今後検討していただきたいと思いますので、よろしくお願

たいと思います。

次に、地域包括ケアシステムの構築についてお伺いをいたします。

三重県桑名市では、昨年12月、地域包括ケアシステムの推進協議会条例を全国に先駆けて制定しております。高齢者が住みなれた地域で暮らせる社会を実現するために活発に今議論をやっているところですが、私は先ほど、市長からもありましたが、この地域包括ケアシステムを構築するということは重要課題だと思うんです。その計画の中の最重要課題だと思いますので、やはりこれは構築のためにかかわる人材育成とか、例えば地域包括ケア推進室とか職員体制を確保するとか、予算をつけるとかそういうふうに必要なのではないかなと私自身は思っているところです。やはり高齢福祉課の通常の業務の片手間にできるものではないと私自身は思うところですが、そのことについてはどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 地域包括ケアシステム構築、この重点の一つに医療と介護の連携の推進というのがございます。これにつきましては、医療保険と介護保険の制度的な整合性を図ることのほか、多様なサービスをつなぐ人材や拠点をいかに配置していくということも重要な課題と考えてございます。まさにただいま議員お述べのとおりなことかなと思います。

これまでですけれども、介護支援専門員と地域包括支援センターを中心に医療連携の仕組みづくりを行ってまいりました。今後は医療と介護の双方に詳しい人材を拠点に配置して、多職種共同による医療と介護の連携など、各種連携体制の構築を目指す、それこそ段階にきているのだなというふうに認識はしております。

そこで、まずはということなんですが、現在の高齢福祉課におきまして市役所の内部、そして外部との横断的な連携のさらなる強化により事

業を推進してまいりたいとまずは考えております。そして、より効率的な事業のあり方とともに、組織推進体制の整備につきましては、なお今後介護を初めとする福祉、一般的な福祉も含めます。こういった福祉分野や医療の状況を把握しながら検討していかなければならないものというふうに考えているところであります。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） やはりこのシステムを構築するには、職員が腰を据えて業務遂行できるような体制。まして異動などで途切れることのないように、また新しい業務だからこそ職員一人に負担がかからないようなそういう人材、職員体制を要望したいと思います。

次に、認知症サポーターについて、他市の取り組みをちょっと紹介させていただきますが、福岡県の大牟田市では、1,000人以上の市民サポーターで行方不明の認知症高齢者を保護するための模擬訓練を毎年住民参加で実施しているそうです。具体的には、小中高生を含んで学区内で5人程度のグループに分かれて、徘徊する高齢者役と住民役、また助言するサポーター役などを決めて訓練を行っているそうです。そして、早期に保護するためのネットワークの構築とか、また認知症コーディネーターの養成にも取り組んでいるということが出ておりました。やはり他市の取り組みも参考にしながら、サポーターの活動が今後これから検討されていく予定だということも伺いましたので、これからしっかり認知症対策について取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、認知症の早期発見のための対策についてですが、例えば私は、健診に認知症簡易チェックなどを導入して、健康診断の健診です。すこやかセンターでやっている特定健診とかそういう健診のときの機会に、そういう機会に認知症の簡易チェックを導入して、予防とか早期の発見につなげられるように、また健診率の向

上の一助ともなればいいなと思いますが、そういう健診のときに認知症簡易チェックの導入なんていうのはどう考えられますか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 簡易チェックにつきましては、先日の小久保議員のところでも御答弁申し上げました。私のほうでもさまざまな手法があるというところは認識しているところでございます。やはり一番気をつけなければならないのは、その結果をもとに、そのチェックを受けられた方がどのようにやはり受けとめられるかといったところをきちっと私どものほうで把握していかなければならないものというふうに考えてございます。したがって、もちろん簡易ということでそんなに時間はかかることはなく自分のことを概要として知ることではできると思うのですけれども、その結果のフォローをやはり確実にするといったところをきちっと体制を整えてそういったものを導入しなければならないのではないのかなというふうに考えているところでございます。

したがって、その手法や導入する場所、健診の場所というふうな今御提案もあったわけなんですけれども、そういったところを適切に選びながら、特にこれに関しましては医師会の御意見なども頂戴しながら考えさせていただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） 認知症対策の一環として、厚労省は、認知症初期集中支援チームのモデル事業として、山形県では白鷹町が採択されました。そして、早期診断、早期対応の活動を昨年9月から展開しております。

米沢市立病院には、CTとかMRIなどの高度医療機器や放射線科や精神神経科などの専門外来もあることから、やはりかかりつけ医との地域連携を行って早期発見、治療、また重症化を予防するための、例えば「物忘れ外来」など立

ち上げる予定はないか、お伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 芦川病院事業管理者。

○芦川紘一病院事業管理者 物忘れ外来としては表示はしてないんですけれども、医師会の例えばホームページを見ていただくと、ちょっと自分でも見てもわかりにくいと思うんですが、いろんな物忘れの方はこういうところに対応しますよというのが出ています。市立病院では精神科で対応していますけれども、簡易テストの話も出ましたけれども、ちゃんと診断するのにはやはり結構時間がかかるんです。簡易テストじゃなくて御家族も含めていろいろ問診をしたり書いてもらったりすると、ひよっとする20分、30分、1人にかかりますので、それをいつでもいいですよという格好ではなかなか立ち行かないものですから、国立病院機構の米沢病院では物忘れ外来というか、メモリー外来みたいな名前をつけてやっていますけれども、予約になっていますので、やるとすればやはりそういう予約外来にして、いろんなCTとか脳の血流シンチとかそういうものがありますので、それは確定診断といいますか、そういう部分では貢献できるかなというふうには思っております。

いつでもいいですよというのはちょっとなかなか人員的なものもあって難しいかなと思っておりますけれども、こういう時代ですので、なるべく御要望にお応えしていきたいなというふうには思っています。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。先ほど認知症の高齢者の人数についてお聞きしたときに、本当に1年間で150人も日常生活に支障を来すような認知症高齢者の方がいらっしゃるということで大変驚いたところですが、今、芦川病院事業管理者からも話がありましたが、やはり毎日とは言いません。予約でもいいと思います。例えば、週何回とか、そのときに1人

でも2人でも予約という感じででもそういう外来を表示というか、標榜していただければ、やはり市民の皆様も受診しやすいのではないかなと思いますので、ぜひ今後さらに検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に、高齢者雪下ろし助成事業について再度伺いいたします。

実際に雪下ろし助成事業を利用した高齢者の方にお話を聞きました。ことしは雪が少なかったので2回おろしてもらったと。最初の申請のときと雪おろしを2回してもらったので、領収書を持って計3回バスで市役所に行ったと。雪おろし前後の写真とも言われたのですが、カメラも持っていないし、結局雪おろしをしてももらった人に写真を撮ってもらったと。写真を張る台紙が3枚入っていたので、雪おろし作業2回の写真を張って市役所に持っていったら、写真は最初の1回でよいと言われたと。それなら台紙何で3枚も入っていたんだべな。不思議だし、紙ももったいないべ。支払いも隣近所の人だからこそすぐに支払わないと次から頼みにくいしなって話されておりました。

これ本当にもっともな話だなと私自身も思いました。先ほども部長の答弁の中にもあったんですけれども、この豪雪地帯で雪おろしをする時期というのがすごく集中するから、隣近所の人でも大丈夫なように、またその雪おろしを行うためにすごく今まで御苦労かけたのでという、そういうところいろいろ変更したとかというお話もありましたけれども、でも実際に私すごく不思議に思うのは、この11月6日付で市役所のほうから、去年例えば雪おろしをされた方に通達が行っているわけなんです。この通達もありますし、あとは昨年11月1日に広報よねざわにもその雪おろしと除雪の支援ということでお知らせがあるわけですが、この2つのお知らせを見ても、例えばどこにも、よく見ると具体的な変更点のところには、すごく手続が簡単に

なったとかというふうに書いてあるんですが、もう全額立てかえ払いのこととか、振り込みになるということは一切書かれてないんです。そして、助成額とか助成回数は前の事業と変わりありませんと書いてあって、その下にただ1行、助成金の振り込みは、助成金交付申請をされた月の翌月第4金曜日以降となりますと書いてあるだけなんです。これに何か私はびっくりしてしまっただけなんです、このような変更のお知らせで本当に高齢者目線に立っているのでしょうか。もう一度そのことについて伺いたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 御指摘ありましたとおり、高齢者の皆様になかなか理解できないというか、わかっていただけないような面倒くさい説明になりましたことはおわびしたいと思います。なお、今後はそういったところも含めて、皆様のほうにわかりやすい形でこのような形の事業をお知らせしてまいりたいというふうに思います。

それから、あと払い込みにつきましては、通常私どもの会計制度の中では1カ月くらいのスパンをとっているんですけれども、今の御意見もお聞きしながら、なるべくそこを縮められるように、請求を頂戴しましたらなるべくその市民の皆様の口座へ早くお届けできるように、その辺も体制整備を図ってまいりたいと思います。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） 今の部長のお答えですと、今年度もこの方向性でやっていくということがわかりました。

それで、部長、本市の雪対策は置賜のどこの市町村に比べても優秀であると昨年12月に私の質問に対してお話をされました。本当に、確かに高齢者にとっては手続、さっき面倒くさいという話も出ていたということもありましたけれども、確かに何回も手続に行かなくてもいいとかというそういう簡素化にはつながったのかもし

れませんが、ただ支払いに関しては、今まで6,000円の支払いから1万5,000円と倍以上の支払いをしなければならなくなったわけなんです。これは本当に高齢者泣かせの何物でもないと思うんですが、私はすごくこのことについては憤りを感じます。

例えば、尾花沢市では、助成費については、助成券を発行して立てかえ払いをしなくてもいいように考えているということもお話も聞きました。やはり9,000円多く払うということは、この冬のときに灯油代だっとかかるいろいろなお金が出ていくわけです。そういうときに、やはり1回で1万5,000円。例えば、ことは2回、さっきの平均では1. 何回、2回までおろさなかった方が多かったようですが、米沢の豪雪地帯では、先ほども言いましたが、2回、3回と雪おろしなんかをしなければならなくなったときには一体どうなるんでしょうか。

例えば、一括で米沢市のほうに申請を、1月1日と2月3日と2月の末に3回雪おろしをしてもらいましたというその申請の紙を持っていけば1回で済むんだとおっしゃいますけれども、結局は、でも返ってくるお金はその1カ月後、1カ月半後になるわけですね。そうしたら、3万円も4万5,000円も、この年金、例えば12月に年金が出て2月に年金が出るわけなんです。2月と、あと4月なわけなんです。そういう高齢者に対して、本当にこういう体制というか、この支援体制は本当にこれでいいのかなと私はすごく思うんですが、済みません、市長は、そのことについてはどのように、今、私と部長のやりとりを聞いていてどのように思われますか。突然に振って申しわけありませんが、ぜひ感想など伺いたいと思います。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 それでは、まず部長がもう一遍お答えして、その後、私が必ず答えますので。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 まずは、とにかく御利用なされる方の利便性を向上させることだというふうに、今お話を聞きして思いました。例えば、今伺いました尾花沢市の助成券の話など、ちょっと私どものほうでこういったところを調べさせていただいて、制度の流れについてちょっと研究させていただきたいと思います。

また、お支払いにつきましても、ただいま申し上げましたように、なるべく1カ月もお待たせしないようにしてお支払いしたい。いずれにしても、御利用される方の利便性を中心に考えて検討させていただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 お金を助成するというものの考え方ですが、人にはさまざまあって、十分に雪おろしのお金はあるけれども助成してもらえなかったという人もいれば、本当にお金なくてぎりぎりのお金しかない。だから、助成してもらわないと雪おろしができないという人だっているわけです。ですから、こっちのほうの本当に厳しい人にとってみれば、とりあえず全額用意しないと雪おろしできませんというのでは助成の意味がなくなってくるので、少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。時間もないのでこれでやめますが、今回、何回検討したのかとかいろいろなことお聞きしたかったんですが、もう一回再度、この雪下ろし助成事業については、再度検討をお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○島軒純一議長 以上で5番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休 憩

~~~~~  
午後 3時20分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、中心市街地活性化について外1点、16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕（拍手）

○16番（海老名 悟議員） 私、一新会の海老名悟です。

このたびの6月定例会一般質問は、通算で25回目の質問となりました。ところが、しんがりを務めるといいますか、トリをとるといいますか、これが平成20年と24年の6月定例会以来3回目ということになりました。なぜかこの6月定例会においてしんがりを務めるといふのが多いようです。

さて、きょうで一般質問の3日目、私で15人目の質問ということになります。当局の皆さんにおかれましては、もう大変お疲れだとは思いますが、この私とのやりとりが市政に反映されて、市民生活の向上につながるものと信じて最後までしっかり御答弁をしていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

今回の私の質問は、中心市街地活性化とふるさと納税の2項目について、市長、当局の考えをただしていきたいと思います。

まず初めに、中心市街地活性化についてであり

ますが、この件に関しましては、以前から多くの議員から質問がなされ、私自身も何回聞いたのか覚えていないくらいであります。それならなぜこうも繰り返したたされるのでしょうか。それは、中心市街地活性化の重要性が認識されていると同時に、活性化に向けた具体的な計画が示されていないからだと思います。

確かに、市長が、この活性化の核になると言っておられる「新文化複合施設」は着工されました。しかし、同施設が完成した後の具体的な計画が見えてきていません。これでは、地元住民はもとより、商店街の方々にとっても期待感よりも不安感のほうが大きくなってしまおうと言っても過言ではありません。事実、地元商店街では、老舗の飲食店が相次いで事業をやめておられます。そこには、余人には計り知れない事情があったと思われますが、少なくともまちがにぎわっていればまた別の判断がなされたのではないのでしょうか。

このような状況に加えて、先月には新文化複合施設の建設予定地でもあった旧ポポロビルを所有する会社が、テナントの居酒屋チェーンに立ち退きを求めた訴訟を取り下げていたことが明らかになりました。この訴訟に関して、市は民間同士のことであるため静観する立場をとってきましたが、訴訟が取り下げられたことによって、今後の中心市街地活性化に対する影響はないのでしょうか。市当局の見解をお尋ねします。

次に、ビル所有会社と本市が交わした覚書についてお尋ねします。

この覚書は、平成24年8月に取り交わされたものですが、その内容は、テナントが退去した後、市がビルの跡地を広場として整備するというものでした。当時は、「まちの広場」を壊して「新文化複合施設」を建設することに対して、議会も市民も賛否を二分する状態にありました。そして、当初建設予定地であったポポロビル跡地がまちの広場に変更されることとなったその

原因となったテナントに対し、ビル所有者が立ち退き訴訟を起こしたのが平成24年5月でした。それから2年の月日がたち、先月の定例記者会見において、市長は「民間同士の問題なので、市としては解決を待つしかない」と述べられていたようですが、テナントに対する立ち退き訴訟が取り下げられたことにより、実態としては民間同士の問題がなくなった状態にあります。このような状態において、当時の覚書を市当局はどのように考えているのか、お答えください。

次に、中心市街地活性化の今後の具体的な進め方についてお尋ねします。

先ほどもお話ししたとおり、新文化複合施設完成後の具体的な計画が見えてきていない上に、地元の商業機能が減退しているのが現状であります。

私の3月代表質問に対する答弁では、中心市街地活性化について、今後は商業を中心とする取り組みの推進や町なか居住の推進、公共交通機関の利便性の向上を進めたいとありました。これらのことを新文化複合施設完成後に行おうとしているのでしょうか。それとも、来年12月完成までの間に行うのでしょうか。この差は大きいと思います。これら全てのことを完成までの間に行うのは難しいと思いますが、地元商業の現状を考えれば、商業への取り組みは早急に行うべきです。そこで、施設完成までの間に行うことと、完成後に行うことについてお答えください。

続きまして、ふるさと納税についてお尋ねします。

この件に関しましても、3月の代表質問で提案も含めてただしておりましたが、担当の山口部長からはつれない答弁しかいただけませんでした。しかし、その後もふるさと納税に関するニュースは数多くあり、先月18日付の山形新聞には「急増ふるさと納税」と題して大きく取り上げられておりました。その記事によりますと、

平成25年度のふるさと納税制度による寄附額が山形県内26市町村で前年度に比べて増加し、そのうち山形県と16市町村は2倍以上にふえたということでした。本市も310万円、49件から670万円、77件へと倍増していました。

このような増加の原因として、返礼品の充実やインターネットでのPR、クレジットカードを利用した納付手続の簡素化などが挙げられるようです。

また、その効果についても市町村によってさまざまな捉え方があり、財源確保やPR効果、郷土愛の醸成といったものが考えられているようです。

そこで、お尋ねします。

本市におけるふるさと納税の効果とはどのようなものとお考えですか。お答えください。

次に、返礼品についてお尋ねします。

ふるさと納税による寄附がふえた原因の一つに挙げられるのが、この返礼品の充実であります。本市でも5,000円以上と3万円以上、そして50万円以上の3つに分けて返礼品を送っています。それぞれの金額に応じた返礼品が送られていますが、その中身については米沢市のホームページに詳しく載っています。しかし、残念ながら、そこに米沢牛はありません。米沢鯉も米沢ラーメンも、そして米織製品もありません。

ちなみに、先ほど述べました新聞に載っていた各市町村の寄附実績によれば、尾花沢市では平成24年度から1万円以上の寄附に対して、尾花沢牛のサーロインステーキ150グラムを3枚セットしたものや、尾花沢スイカ5Lサイズを2個、銀山温泉宿泊利用券5,000円分などを数ある返礼品の中から選択できるようにしたことから、寄附額が平成24年度で750万円、421件から平成25年度は何と5,300万円、3,830件に急増しています。これは明らかに返礼品を充実させたことによって寄附額がふえた実例と言えます。

それでは、本市の返礼品の現状について、当局

はどのように考えているのか、お答えください。

最後に、今後の本市ふるさと納税についてお尋ねします。

現在のふるさと納税については、返礼品を利用した地元特産物のPRや自治体の知名度アップ、それらによる観光客誘客などを目指すやり方と、本来の趣旨に基づいた地元を純粋に応援してくれる気持ちを優先するやり方とに分かれているようです。これは、どちらがいいか悪いかという問題ではなく、各自治体のスタンスの問題だと思います。そこで、本市はふるさと納税について、今後どのように扱っていく考えなのか、お答えください。

今回質問する「中心市街地活性化」と「ふるさと納税」には、共通するものがあると私は考えております。それは、「人」・「物」・「金」の3つであります。私は、まちが活性化している状態というのは、人と物と金が集まって、そこで動いている状態を言うものだと思っています。これは、ふるさと納税についても同様で、まずお金が動き、次に物が動く。そして、人がついてくるという現象を引き起こすことができる制度だと思うのであります。

以上のような観点から質問をしたことを踏まえ、前向きで実になるような議論を願い、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの海老名悟議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、中心市街地活性化の今後の具体的な進め方についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

御質問のように、新文化複合施設が完成するまでの過程の中で、ソフト事業等の展開が重要であると考えております。そこで、中心市街地活性化協議会では、高校生、大学生、商業者、市民の方に参画いただき、第1回目のまちづくり

ワークショップを先月、5月24日に約70名の参加を得て開催しました。これは、まちづくりに関して市民目線で検討しながら、まち育てを進めるためのもので、新文化複合施設のみならず近隣施設も含めた施設全般の活用プランやアイデアなどが話し合われました。

今後は、2カ月に1回程度のペースで新文化複合施設が完成するまで回を重ねながら、まちづくりに関して議論を進めていく予定です。

さらに、今年度から新文化複合施設に対する関心、期待感を高めるべく、市主催のイベントを定期的に開催する予定です。さらに、今年度から町なかのにぎわいを創出する市民活動に対して補助金を出す事業を始めました。また、中心市街地活性化基本計画も平成27年度で前期が終了となりますので、前期に実施した事業に対して検証を行い、平成28年度からの後期事業を策定していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、初めにポポロビルのテナントの立ち退き訴訟の取り下げによる影響についてお答えさせていただきます。

新文化複合施設建設地、既存の市民文化会館、ポポロビル敷地、さらに駐車場を含めた一体の街区を新たな魅力を持った都市機能の充実を図りながら、文化交流ゾーンとして整備を行い、交流人口の拡大を促進させながら中心市街地活性化を図っていくという基本的な考えのもと、中心市街地活性化事業を推進しております。

そうした中で、ポポロビル敷地の活用が当面できないということは、街区全体としての魅力や機能を高めていくための次のステップへの移行が足踏みすることになるものというふうに考えております。しかしながら、新文化複合施設や既存の市民文化会館を核として周辺の商業施設や西條天満公園などの都市機能との連携強化を

さらに促進しながら、中心市街地のまちづくりが後退しないように努めていく考えであります。

次に、覚書についてであります。ビル所有会社と米沢市とのビル用地の取り扱いに関する覚書について、その前提条件としてテナントが退去した場合としており、ビル所有者とテナント側との訴訟の取り下げという事実をもって前提条件が完全に否定されたわけではないというふうに認識しております。また、ビル所有会社も本市の中心市街地活性化のために覚書に基づき協力するという考えは変わっていないということも確認しておりますので、現時点では覚書は有効に継続しているものというふうに捉えております。

なお、取り下げによる法律効果は訴訟前に戻ったということでありまして、民間同士の今後の動向が固定されたというものではないというふうに理解しておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

次に、ふるさと応援寄附金についてお答えいたします。

ふるさと応援寄附金制度、いわゆるふるさと納税は、平成20年度から導入され、本市においても導入から25年度までの6年間の累計では、延べ326件、金額で2,320万円という状況になっております。昨年度の平成25年度は、件数で77件、金額671万円と、導入してから件数、金額とも最も多く、ふるさとである米沢を応援したい方、また観光で本市を訪れて応援したいなど米沢を応援したい方が順調にふえてきているものというふうに認識をしております。

本市として歳入面から見ても、これだけの金額を寄附としていただけるということは本当にありがたいというふうに感じておりますし、米沢ファンの方々とのつながりが確認できる制度だなというふうに理解しております。

次に、お礼の品についての御質問であります。

本市においては、5,000円以上寄附された方に

上杉謙信のしおり、同じく5,000円以上で初めて寄附された方にはクリアフレーム入りの感謝状をお送りしております。また、通算で50万円以上寄附された方には、A3判の額に入った米沢を応援してくれたことに対する感謝の気持ちを誠意を込めて作成した感謝状としてお送りしております。

一方、特産品のお礼の品については、昨年度まで市外にお住まいで3万円以上寄附された方にお米をお送りしておりましたが、今年度からお米に加えましてリンゴ、リンゴジュース、地酒、啓翁桜を加え、5つの品物から選んでいただくようにしたところであります。これらのお礼の品物については、本市に寄附された方への感謝の印として捉えております。米沢を応援し寄附された方へ感謝の意を込めて御礼を申し上げているところであります。

次に、現行のままの制度でふるさと納税を行っていくのかという御質問であります。

この制度は、自分の生まれ故郷や応援したい自治体などどの自治体に対しても寄附できるというのが特徴であります。本市に寄附される方は、米沢がふるさとである方が多くいらっしゃいますが、さまざまな理由により本市を応援してくださる方たちもまたいらっしゃいます。このような米沢を応援してくださる方をふやすにはPRが重要でありますことから、これまでどおり市のホームページへの掲載、作成したチラシの各公共施設等への設置、また首都圏における本市の出身者が集まれる場での配布などさまざまな形でPRに取り組んでいくほか、加えて寄附される方の利便性を図るため、この6月からクレジットカードによる寄附も可能とするようにいたしました。本市を応援してくださる方がふえるよう、この制度のPRや利便性の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

つれない答弁というふうなことがあったわけで

ありますが、つらいものがありますが、制度本来の趣旨に沿って寄附者の思いを大事にしながら運用を図っていききたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 御答弁ありがとうございます。ございました。

では、まず初めに、中心市街地活性化、こちらの部分について再度お伺いしていききたいと思います。

今、部長の御答弁と市長の御答弁から、まず今後の進め方という部分については活性化協議会に基づいてのワークショップ、それからイベント、にぎわい補助などをこれからやっていくんだというようなお話がまずありました。これについては後ほど触れさせていただきます。

それから、この影響という部分については、今回この件に関しましては、私の前に山村議員や鈴木議員からも、ちょっと視点は違うかもしれませんが似たような感じで質問がなされていました。その中で、やはり先ほどの部長の答弁では街区全体、あそこの言ってみれば、恐らくその街区とおっしゃっているところのイメージとして私が思っている街区は、今まさに新文化複合施設をつくっているところ。その北側には文化会館がある。その東側に、やはりこれも建設中の市営駐車場。そして、ポポロビルと。ここが1つの、4つの施設があつての1つの街区と。私は形成されているのではないのかなというふうに思います。

そのうちの一つであるショッピングビル、旧ポポロビルですよね。ここの中のテナントとの訴訟が取り下げられたということの影響ということについては、そこの街区に対する今後の活性化を考えた場合には、何かしらのやはり影響は考えざるを得ないというところだと思うんです。

そこでなんですけれども、あそこの、今部長が

おっしゃった「街区」というその言葉なんです。が、やはりあの4つの施設というのは、一街区として今後の活性化を考える上では、言ってみれば一くくりのところとして考えていかなければならないというようなことについては、市当局としてもそのように考えていらっしゃるのかという点についてちょっと確認をさせていただきます。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 かつてであります。まちの広場を市が購入して整備をするに当たって、市民の方を交えていろいろ検討してきた経過があるようでありました。その中でも、やはり今のポポロビルも含めた4つの建物が並んでいるそれを1つの街区として、将来構想としてその部分を大事にしていこうというふうな構想がつくられた経過がございます。2年前、ポポロビルの問題でまちの広場に方向転換をするに当たりまして、議会の議論の中でやはり1つの街区としての重要性、その将来ビジョンというものをつくっていくべきだというふうな御意見は相当程度ございました。私どもとしても、ポポロビルの一角については、この街区の一角として大変重要な地点であるというふうな認識には変わりはありません。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 重要な街区であるというところについての認識は私も同様です。あそこの4つの施設がある1つのあの区画、あそこの部分を全体のものとして捉えてこれからの活性化、開発というものをやっていかないと、あの中心市街地の本当の活性化というのは、私はないと、なっていないというふうに考えています。その点においては、市当局も同様だということを確認させていただきました。

その上でなんです。私、2つ目に聞かせていただいたこの覚書についてであります。所有者と、あとそれから市が取り交わしたというのが

24年の8月と。先ほど壇上でも申し上げました。ビル所有者とテナントの業者との間で訴訟が起こされたのが、その3カ月前の24年の5月だったということでした。この時点で訴訟が起きて、次に覚書が取り交わされたと。この段階では、その状況がどういうものだったのかということ振り返ってみれば、ビル所有者にしてみれば、そのテナントを、言い方は悪いですが出してやる。ここから追い出すというようなことを強い意志を持ってやろうとしていたわけですよ。それに基づいてといいますか、それがあった中での覚書が取り交わされたと。今ここに至って訴訟が取り下げられたと。この取り下げの意味を考えた場合には、先ほど部長もやはり答弁されておりましたけれども、訴訟の取り下げというのは、提訴以前の状態に戻ったんだと。言ってみれば、テナントも通常の営業、賃貸関係に戻ったというようなことでした。とすると、これももとの当時交わされたときの状況と、これは全く私は違う状況にあるというふうに見るべきなんではないのかなと思うんです。

確かに、先ほど来の質問の中で答えている中では、前提が完全になくなったわけではないから、この覚書は有効なんだというようなことを部長はおっしゃっておられました。確かにそうかもしれませんが、周りの環境は当時とは明らかに違うという部分については、再度お伺いしますけれども、この環境の違いというものについてはどうお考えでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 少し法律論的なところで効果を先ほど私述べさせていただきましたが、確かに状況として賃貸借契約に基づいた通常の営業が今続けられている状況になっているわけでありまして。ただ、それも契約上は2年ごとの更新を繰り返すような状況になっていくはずであります。

今後ですが、確かに今この訴訟を取り下げたこ

とによって従前に戻っているわけではありませんが、当然あのビルの老朽化というのが一つの大きな要因であったわけで、これは間違いなく年々歳々老朽化が進んでいくわけでありまして。また、入居しているテナントについても、これ全国チェーンの大きなところではありますが、その経営戦略といいますか、経営方針、時代の流れの中でどういうふうに変わっていくかということもまだ未定稿の部分もございます。そうした意味で、やはりしばらく当面の間は、この両者の動向を推移を見ていくことが必要ではないかなというふうには私は理解しております。

そうした中で、意見交換等、情報交換等していく中で、もし動きがあらわれるようであれば、その機を捉えながら何ができるかというところを検討していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 民間同士のやりとりという部分においては、今もテナントとして入っているところがある以上、そことビル所有会社のこの民間同士の考え方、やり方、経営方針等々については、こちらが口出しをするところではないと。十分わかります。そこにおいて、どのような状況になっていくのかというのが、こちらとしては読みにくいというのも理解できます。

理解した上でなんですけれども、ちょっとこの件は一旦置かせていただいて、次の今後の具体的な進め方という部分について、先ほど市長のほうからは、活性化協議会があって、つい先月ですか、ワークショップが行われてさまざまな年代の方々、さまざまな業種、さまざまな方々からいろんな意見を頂戴しているというような話ありました。今後については、あそこの場所かというと西條天満公園になるのかなと思いますけれども、イベントなんかもしたり、にぎわいに対する補助なんかをやっていく。みずから

やろうとするにぎわい創出に対する補助を加えていくというようなお話もありましたけれども、私、これ以前市政協議会の中でもちらっと申し上げたことがあるんですが、市民の方から多様な意見を伺うということは悪いことではないと思います。いろんな意見を伺うと。それを市政に反映していくと。これは大変いいことだと思うんですが、事この中心市街地の活性化という部分に関して言うならば、先ほども申し上げたとおり、商業部分について言えば、地元商業の商業機能の減退というものは、指摘されるまでもなく当局もわかっていらっしゃるはずだと思います。そういった状況において、事先ほどの一街区を含めてのあそこを何とかしようとしていった場合に、その多様な意見をいただいて、その中からまたこれを整理して活性化協議会で何とかしてもらおうというのでは、私は、そこには米沢市としての意思といいますか、こういうふうなまちづくり、商業に関してはこういうふうにやるべきだ。その筋道のようなものが見えてこない、せつかくの意見が生かされないのではないかなという気がしてしまうのではないんです。

そういったことを考えれば、市のほうとしても中心市街地活性化の基本計画の事業及び実施スケジュールと出されています。前期5年は来年度までと。平成27年度までということになっていますけれども、この中においても、まちづくり会社というものをつくって、そこで具体的なソフト部分については考えていくべきだろうということは、これは以前から出ていたはずなんです。私は、事この中活運営の部分に関して言うならば、土台がしっかりした、責任をきちんととれる主体がやるべきだと思うんです。それが米沢市なのか、それともほかなのか、三セクなのか、それはいろいろやり方はあると思いますけれども、土台がきちんとしたそういった責任のとれる主体がない以上、もやんと意見を聞いて、も

やんとやっていくという程度では活性化はできないと思います。

とするならば、私は、このまちづくり会社について、それこそ早急に立ち上げるべきではないかと思うんですけれども、この点に関しては、当局としてはいかがお考えでしょうか。

○島軒純一議長 夢田産業部長。

○夢田美佐雄産業部長 まちづくり会社については、現時点では具体的な構想は持ち合わせておらないところでございますが、理由としましては、まちづくり会社は民間の組織であります、まちの活性化を目指す公共的な、公益的な使命を持った組織でもありますし、収益性の低い事業でも取り組みが可能になる組織でもございます。このために、継続した活動を行うために立ち上げからしっかりと議論をするために必要なものがあると考えておりますので、ちょっと時間はかかっているものの、前進をさせていく努力をしていかなければならないなというふうに考えております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 非常に残念な答弁だと思います。確かに、そのまちづくり会社というものを、この市で出されているスケジュール内容、ここにも実施主体としてはそのまちづくり会社というものについては、市民であるとか商工会議所、民間事業者、商店街、そして米沢市、こういったところから、言ってみればつくっていくんだというようなことで書かれているわけなんですけれども、その構想についてはまだ具体的になっていないというと、これ箱物ばかりでした。でも、ソフトはどこかが考えるはずですからそれまでまず時間をくださいということになったんでは、これそもそのところからおかしくなっちゃいますよね。何のためにこの中心市街地活性化というのが叫ばれてやっているのかということですよ。それを米沢市が、いや、とりたてての構想もございません。

時間をくださいだけでは、もう工事が着工している。西條天満公園もできて、武者道も間もなく完成というような状況にあって、いまだその実施主体となるべきものについてとりたてての構想がないということは、非常に私、怖い話じゃないのかなと思うんですが、その辺どうなんでしょう。いや、まちづくり会社というのが民間のほうから出てきて、それに市が乗っかる立場であるから民間から出てこない以上我々は動きようがないんだということなのかもしれないですけども、それにしても、米沢市は物すごい予算を使ってあそこに箱物をつくっているわけですね。それを核として活性化をやろうとおっしゃっている以上、民間の出待ちをしている場合なんでしょうか。こちら側から働きかける。こうやってみないか。こうしませんかと。どうでしょうかと言って何ら差し支えない話だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 議員御指摘のとおり、主体性がまだはっきりしてない状況の中で、やはり民間に委ねている状況下でございますので、その点、十分ちょっと、時間はかかるものの検討してまいりたいというふうに思います。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 済みません。少し私のほうからも補足させていただきます。

確かにまちづくり会社、全国でさまざま立ち上がっているわけではありますが、中身を見ますと、やはり行政主導ではない形で、要するにまちをつくっていく意欲のある人物が中心になって運営しているところが成功しているというふうなものがほとんどであります。

これまで活性化協議会の中で先進地の視察をしたりさまざまな勉強会をしてきたわけですが、活性化協議会、要するに商工会議所が中心になって商業的活性化をやっているというその活性化協議会自体が実施主体になっていく

その事業計画というものをまだ持ち得ておりませんでした。それを今回のフォーラムのようなところからまず立ち上がって、最初はまだ高校生のそういうアイデアからスタートなわけがありますが、こういうものを核にしながら、活性化協議会としての事業計画をつくっていきましょう。それが今年度中に何とか形にしていこうというふうなことで今取り組んでおりますので、そうしたものが下地になって次の段階のまちづくり会社へとつながっていけばいいなというふうに期待しているところでもあります。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） まちづくり会社が、今の答弁からいきますと、民間からの発想とやる気と、そこから出てくるということであるということは、じゃあ理解しました。そこにおいて、そこから出てくれば市としても協力をするということだと思います。

だとすればなんですが、先ほどの覚書等々についてまたちょっと戻るんですけども、もしこれから民間のほう、例えば商工会議所とか商連とかさまざまあると思います。もしくは個人かもしれません。そういったところから出てきて何事かを、まちづくり会社をつくってあそこでやりたいと出てきた場合に、官である市と民間であるビル所有者との間で取り交わされているその覚書、これが逆にその活性化をしようとする、事業者はどうなるかわかりませんけれども、この場合まちづくり会社としましょう。そのまちづくり会社がやろうとすることに対して、足かせになったりするようなことはありませんか。

というのが、これは有効であるという話が再々出ております。今でもこの覚書は有効であるということが出ています。すると、当初の話からいくと、あそこを、言ってみれば取り壊して、また再度まちの広場をつくって、それを利用するんだというような話があったかと思います。それがまるで金科玉条のように守らなくてはな

らない。だから、何が何でもあそこはもう一回まちの広場にするんだというような話でいった場合に、逆にあのポポロビル、先ほど部長もおっしゃいましたけれども、確かに老朽化しているというところはあるんですが、いっそのこと逆に利用すると。どうしてもその民間同士のテナントと所有者の間がどうなるのかわからない。テナントの親会社がどう考えているかわからない。一々そういうところに左右されているのでは、いつまでたってもあそこの街区の開発も活性化もできないということだと思います。

であるならば、まちづくり会社が今後どういう形で出てくるかわかりませんが、万が一にあの建物を使ってやりたいと言ってきた場合に、いやいや、覚書があるからあそこはまちの広場にするからだめだと。ほかの利用はしてもらっては困るというようなことにはならないのか、私は心配でしようがないんですが、その点についてはいかがでしょう。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 確認ということではないんですが、現状では覚書は有効に継続しておりますので、まちの広場の整備を基本に据えながら、今後の動向を見守っていくというふうにお答えさせていただきます。

将来の可能性としての今御質問だというふうにと捉えさせていただきます。そうした中で、中心市街地活性化にとってまちの広場の再整備以上により有効なものであって、なおかつ確実性の高いものというふうな提案であるとするならば、それはやはり検討すべき課題の一つになってくるだろうというふうには思っております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 私も将来どうなるのかということは、そのまちづくり会社ができていない以上何とも言えないところではあるんですけれども、先ほどからのやりとりを聞いていますと、言ってみれば、自分の関係しないところ

で民間同士のやりとりがどうなるかがわからない以上、市としては出ていけない。何もできないということであるならば、逆にそこを利用するという逆転の発想に私は持っていったほうが。それを市としてはできないというのはわかります。あれは人様の持ち物ですから。でも、覚書を取り交わすくらいの仲である以上、市側から逆に提案してもいいんじゃないですか。あのビルを逆にもう利用してしまっ、テナントもどうぞと。どんどん飲食店も入れましょうよと。じゃあ、いっそのことまちづくり会社もあそこに入れて、言ってみれば、あそこを商業機能が集積された拠点としてもうつくり直してしましましょうと。わざわざお金をかけて壊して、また広場にして。そんなやり方をするよりは、いっそのこと、出ていけない人がいるんだしたら、それを利用してでもやっていったほうが、私はいいんじゃないかと思います。

この辺のことについては、市側から提案するというようなことではないかもしれませんが、覚書を取り交わしている以上、全く見ず知らずの他人ではないわけですから、当然商工会議所もいらっしゃるわけですので、そういったところと今後そういった向きでの話ということもできるかと思いますので、ぜひその点も含めて今後の中活について、スケジュール等についてもぜひとも具体的なところで考えていただきたいと思います。

時間がないので、次のふるさと納税のほうに入らせていただきます。

こちらについては、3月のときに私も提案させていただいて、その後も市政協議会なども通じて何とかできないのかなというふうな話をさせていただいたんですが、山口部長がつれない返事をするのはつらいとおっしゃっていましたけれども、部長がおっしゃることもよくわかります。この税の本来の趣旨からいけば、自分のふるさとを他国から応援をしたいんだというところ

ころがまずあって、それをする事によって、言ってみれば大きな稼ぎをしている、よそに行って頑張っている人から地元に応援をしてもらうということで、言ってみれば税のバランスも少しでもとればというところも趣旨にありますから、そういった意味では、そこを尊重するんだというのはよくわかります。

でも、実態としては、これ県内のものもごらんになっていると思うんですけども、返礼品の競争を促すわけでは私は決してありません。それはわかっていたきたいと思います。返礼品のよしあしでどうこうという話ではないんです。しかし、返礼品を充実させることによって、間違いなく税収が上がっていくと。ごめんなさい。税収じゃないですね。寄附金の額が上がっていくということなんです。それも、県外の方からどんどんいただくといった場合に、その県外の方が住んでいらっしゃる自治体は大変だと思います。その自治体からは所得税は引かれるは、住民税は引かれるは。そうすると、その自治体は返さなければならぬわけですから。そこは大変かもしれないですけども、いただくほうは、言ってみればありがたいばかりだと思うんです。確かに、返礼品をよくすることによって、この新聞にも出てました。中には、その返礼品を半分返しすると。半返しをするということでやっていくと、それだけでコストの半分を使ってしまう。なおかつ、さまざまな手数料もかかる。事務量もふえる。そういったことを考えると、果たしてこれにどれだけの効果があるんだというふうに見ていらっしゃる自治体もあるようです。すごく私はそれは悲しい反応だと思います。何でもかんでも半返しがいいのかというわけでもないわけですし、頭は使えよう、品物も使えようだと思います。

しかも、これ尾花沢なんかは、先ほど例として挙げましたが、ごらんになればわかると思いますけれども、物すごい量です、選択肢の

幅が。米沢は、先ほど部長おっしゃられたとおり、3万円以上になった場合には米、リンゴ、リンゴジュース、お酒、啓翁桜と5種類にふえました。

ちなみに、尾花沢の場合、これが3万円以上じゃなくて1万円以上なんですけれども、26種類ある中から選んでくださいとあります。尾花沢の市長、それから新庄の市長なんかも同様のことを言っています。これは、言ってみれば、地元自治体をいかに全国にPRするかの。そして、なおかつ自分のところでとれる特産物を全国にPRするいい手段であると。実は、財政の効果については、二の次なんです。後でくっついてくればいいんだと。結局5,300万円も入ってくれば、仮に半返ししたとしても2,000万円先残ってしまうわけです。それだけ残れば、使いようも出てくるということですよね。これは今回堤議員も指摘されておりましたけれども、そのとおりです。

そういった地元自治体のPR、特産物のPR、これPRだけじゃないんです。特産物を自分の自治体で、それを買ってよそに出してやる。ここで一つの流通が起きるわけです。県外にいる方からお金をもらって、そのお金を使って地元の農家から何かを買う。畜産農家から買う。それを送ってやる。年に1回かもしませんが、人数がふえれば物すごい効果があるはずなんです。つまり、ここでさっき言ったお金と物が動くわけです。なおかつ、さまざまなこのホームページ、いろんなところ出しています。これを見ていくと、次はこれらを使って何とか人を引っ張ってきたい。つまり観光客を誘客したい。尾花沢の銀山温泉の宿泊利用券なんていうのが一番いい手だと思います。実際、あそこに泊まろうと思うと高いです。トップシーズンなんか3万円とかと言われます。でも、そのうちの5,000円分だけ差し上げますよと言われれば、じゃあちょっとこれ使って行ってみようかと。

1人で行くのか、2人で行くのか。1人で行くより2人で行ったほうが楽しいよな。当たり前の発想だと思います。

それを、私は使わない手はないんじゃないかということを申し上げているんです。それが単純にそこだけを求めて本来のふるさとの応援であるとか、郷土愛であるとか、そことは違うだろうと言うかもしれませんが、その人たちだって、もしかしたら米沢に来ることによって、米沢っていいところだなと。じゃあ、今度真剣に米沢の応援しようじゃないかとならないとは限らないですよ。先か後かの違いだと思います。どうでしょうか。私、これについては本当に真剣に、しかも割かし簡単にできることじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 その返礼品でもって寄附金の収入を飛躍的に伸ばされている自治体の例は存じ上げておりますし、また県内でもそうした頑張っていらっしゃる自治体がありますので、それがいい悪いとかという話ではなくて、考え方の話であります。

3月のときもお話をしたわけですが、どうしても今の流れが、これは私の偏見なのかもしれませんが、サラリーマンの節税意識の中で基礎分としての2,000円でさまざまなものを購入したい。お得感でお買い物をする感覚に流され過ぎてはいないかなというふうに危惧するわけがあります。そうした中で、本当の意味での米沢ファンといいますか、あるいは米沢のブランドづくり、米沢とのつながりみたいなものが構築していけるんだろうかというふうに疑念を抱かざるを得ないわけがあります。やはりブランド一つをつくるにしても、それに携わっている関係者の長年の御苦労の末にでき上がってくるブランドでありますので、そういうものはやはりそういうものとして大事にしていかなければいけないのではないかなというふうに考えてお

ります。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 何か恐らくこの件に関して、今の部長のお考えでいくと、ずっと平行線のままという気がしないでもないんですけども、いいんです。私、全然その趣旨を曲げてやってくれとかいうことじゃないんです。純粹にふるさとを応援してもらおうじゃないかということやるということのそのスタンスは全然問題ないんです。本来の趣旨にのっとっているわけですから。

でも、この制度の、言い方は悪いですけども使い方ですよ。そこなんです。制度本来の趣旨に基づいてはいるんだけど、各自治体によって本当に使い方が違うということだと思います。それによっては、その自分の自治体をいかに全国に売っていくか。自治体を売るということは、つまりその自治体でつくっている物を売るということです。市長の名前を売っても一銭にもならないです。それよりも、米沢でつくっている物を売れば間違いなくお金になるんです。しかも、そこから先、その品物がよければ、じゃあ今度は地元に行ってできたて、焼きたて食ってみようかなとなるんじゃないんでしょうか。温泉なんかも、米沢に8湯あるわけですよ。これだけ温泉が地元にあるわけですから、そこを利用する手だってあるわけです。そうすれば、今度は観光客にも結びついてくるという話です。

私、これは部長おっしゃることもよくわかるし、スタンスの違いだと言ってしまうとそれまでなんですけれども、これはぜひとも考えていただきたいところなんです。

じゃあ、百歩譲ってなんですけれども、その返礼品、確かに当初のつや姫5キロからリンゴとリンゴジュースとお酒と啓翁桜、4品目ふえて全部で5品目にふえたということは大変評価するところでありますけれども、どうせ入れるん

だったら、私、やはり何で米沢牛が入ってないのかなと。

何で米沢牛、米沢牛とうるさく言うかというのと、同じこの置賜地区内で、実は飯豊町、あとそれから白鷹町、こちらでも米沢牛を返礼品に使っています。きちんと米沢牛とうたっています。全然それをうたってやる分には差し支えない話なんです。でも、例えば九州にいる人が見たときに、この白い鷹と書く町のところで米沢牛やっていると。飯豊町に至っては、恐らく平仮名振ってもらわないとわからないんじゃないかという。でも、米沢牛をやっている。えっ、米沢牛やっているんだと。じゃあ、ここ応援してみようか。寄附してみようか。実質、白鷹町さんは、それで物すごく額を伸ばしています。飯豊町さんもしっかりです。それが米沢牛だけに限った話ではないと思いますけれども、入れていらっしゃることは間違いありません。

であるならば、地元こそ使うべきじゃないでしょうか。せめてそれを使って、PRする云々というところじゃなくて、郷土愛を醸成するということに主観を置くんだということはわかりました。百歩譲って、だとしても米沢牛とかを使ってもいいんじゃないのかなと素朴に思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 何か百歩譲られてしまってもなかなかあれなんです、確かに制度としては、私、繰り返し申し上げておりますが、本来の趣旨を大事にしながら、寄附者の思いを大事にしながら運用していきたいというところは変えたくないというふうに思っております。

ただ、今おっしゃられたように、米沢牛が入るべきかどうかも含めてであります、その米沢からPRしたい物というものをもう少しお礼の品物の中に加えていくかどうか、その効果を期待すべきかどうかについては、今後ちょっと検討をさせていただきたいというふうには思いま

す。

ただ、繰り返しになりますが、その価値を、お返し金額の額をぐっと上げたりとかそういうことではなくて、お礼の気持ちとしては変わらないままに品物の数を少し考えるというか、検討するということについては、これからやってみたいというふうには思っております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） ぜひ米沢、おもてなしのまちだというところを売り出す意味でも、そのお礼の気持ちを大切にする。それはすごくいいことです。その中に、いや、お礼の気持ちなんだけれども、こういうのもあるから使ってください、食べてください。あっていいじゃないですか。ぜひとも、検討されるということで、私、別に畜産振興組合から言っていわれてたわけでも何でもありません。ただ単純に、ほかと比較して考えた場合に、素朴に米沢の特産物というのはまだまだもっとたくさんある。それをどんどん使えばいいんじゃないかということです。温泉にしても米織にしても同様です。ぜひともそこを含めて検討していただきたいと思います。

この中心市街地活性化とふるさと納税、先ほども言いましたけれども、私、どっちも人と物とお金、この3つが動かないとだめだと思います。ふるさと納税はだめだということはありませんけれども、動かせる制度です。中活においては、「活性化」という3文字に何となく皆さんだまくらかされてしまうようなところがあります。活性化って何と言ったら、単純にいけば、本当それしか私はないと思います。人が集まって、そこで物が動いて、お金が集まってくる。そうすれば活性化だと思います。人だけでもだめです。物だけというのは余りないでしょう、倉庫くらいですから。お金だけというものもあります。人と物が動くからお金が動いてくるということだと思いますので、ぜひともこの中心市街

地活性化についても、その３つが集まって動く状況を頭にイメージしながら考えていただきたいということを最後にお願い申し上げ、私の質問とさせていただきます。

○島軒純一議長 以上で16番海老名悟議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後 4時21分 散 会